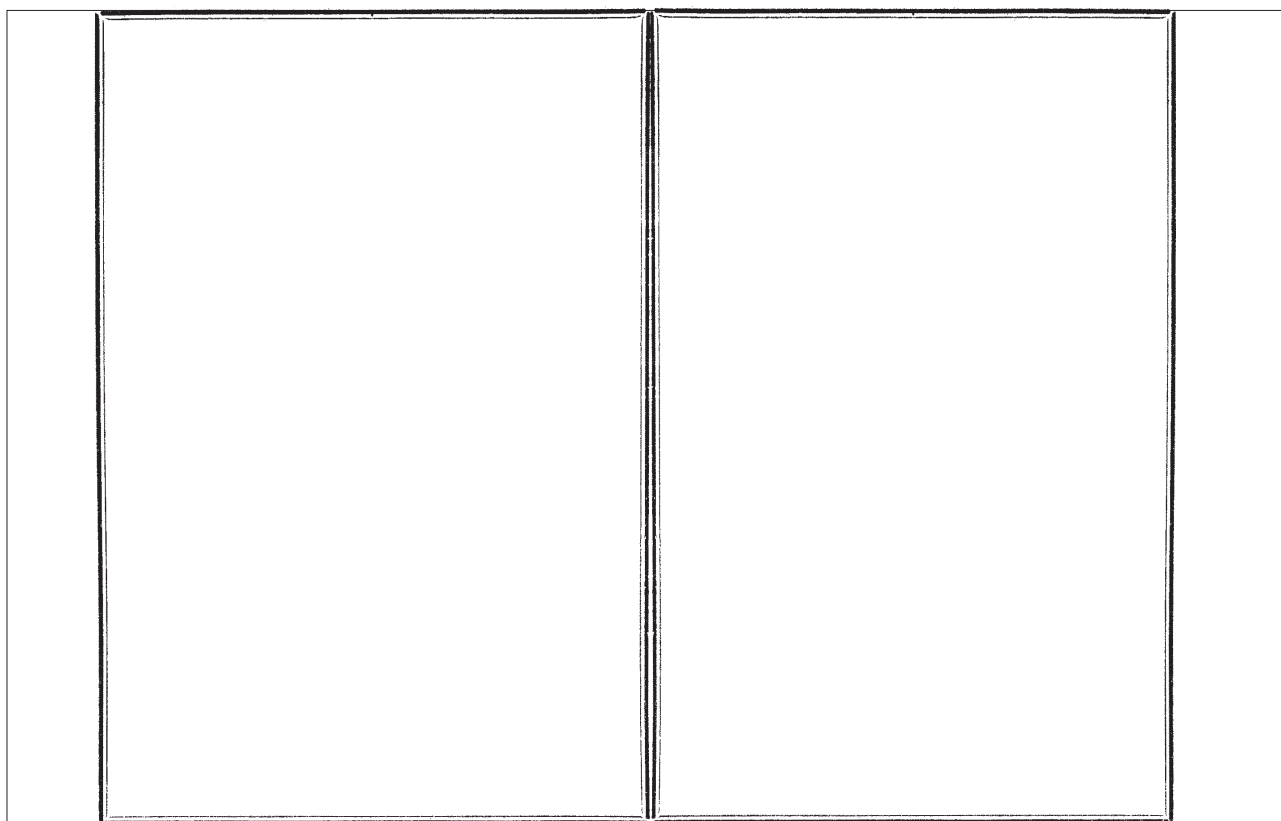
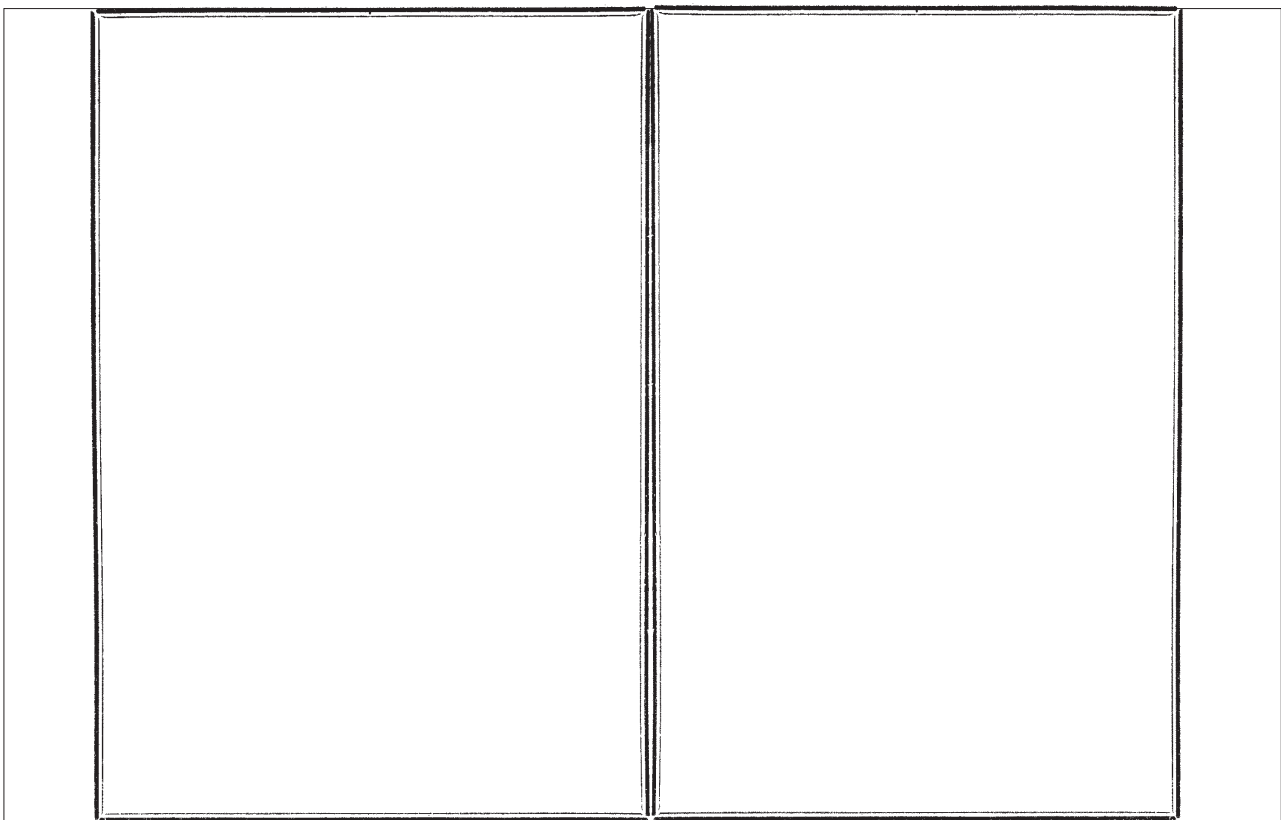
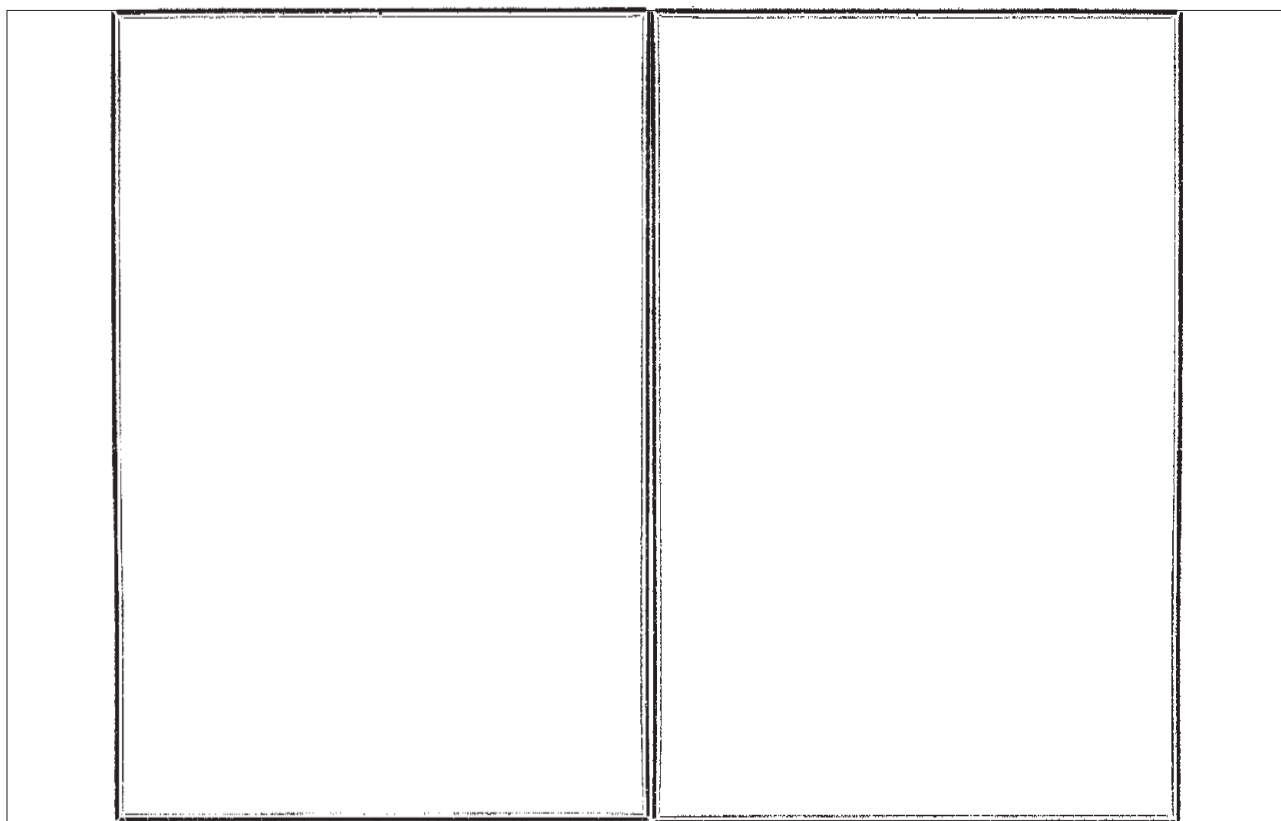
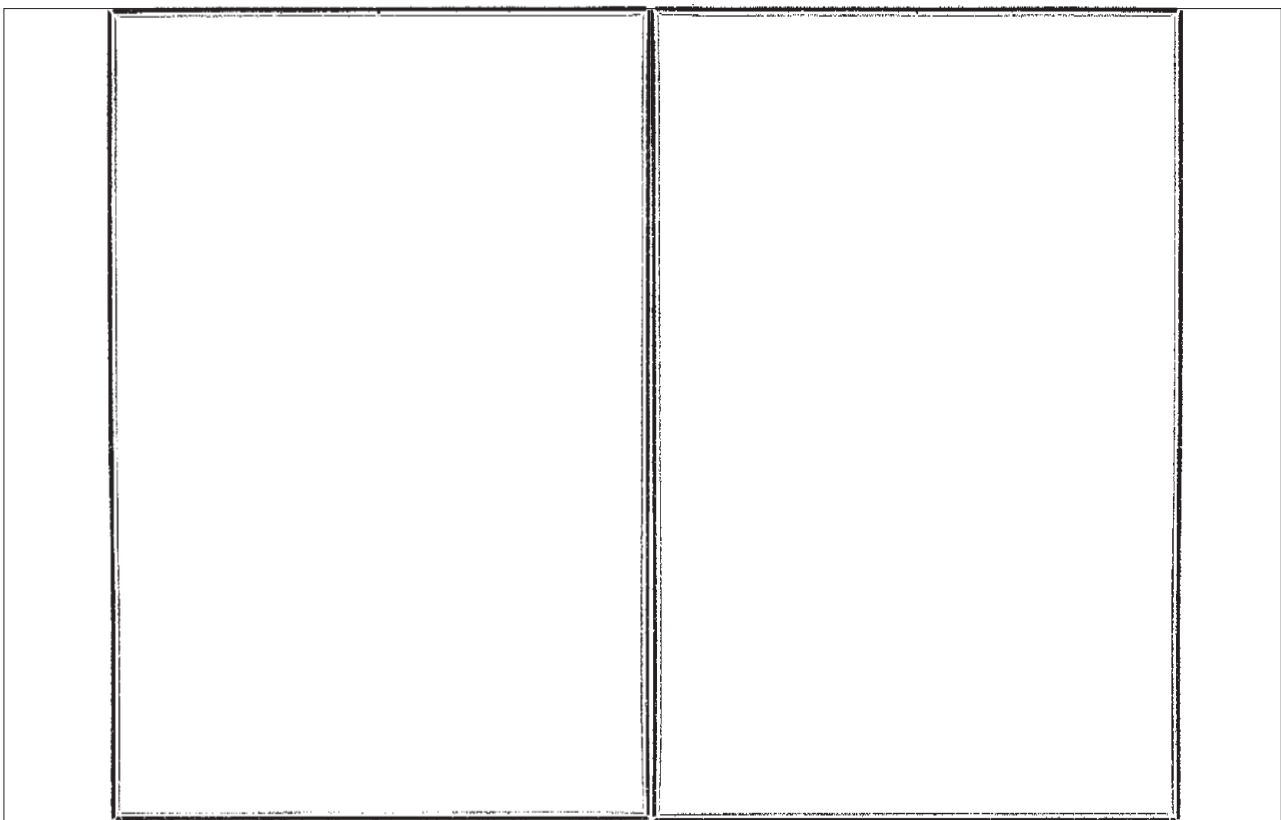


議事速記錄第七十號

昭和十三年第四十三次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團





昭和十三年第四十三次居留民會臨時會議事速記録

昭和十三年七月二十七日 於公會堂

一、報告

- 一、居留民團事務報告
- 二、民會議員選舉級別制調査委員會經過報告

議事日程

- 第一、開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例案
- 第二、昭和十三年度開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案
- 第三、諸証明手数料徴收條例案
- 第四、私設下水道掃除料徴收條例案
- 第五、埠頭用地中買収交換及譲渡ニ關スル件
- 第六、財團法人天津共益會繼承ニ關スル件
- 第七、土地購入ノ件

第八、武德會補助金ノ件

第九、居留民團金庫設置ノ件

- 第十、居留民團立學校授業料徴收條例案
- 第十一、居留民團立學校職員手当支給條例案
- 第十二、居留民團立學校職員旅費支給條例案
- 第十三、昭和十三年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十四、昭和十三年度特別會計電氣歳入出豫算案
- 第十五、昭和十三年度特別會計實業復興資金歳入出豫算案
- 第十六、昭和十三年度特別會計貸付住宅歳入出豫算案
- 第十七、昭和十三年度特別會計共立醫院歳入出豫算案
- 第十八、昭和十三年度特別會計共立立醫院歳入出豫算案

出席議員

(二十二名)

- 古田 治四郎 森川 照太 清水 一太郎 山尾市二郎
- 佐々木由太郎 早瀬 精一 菊地 新一 長 野 勲

- 上 田 茂 伊丹 關次郎 龜澤 省 朔 原 田 万 造
- 大 内 專 橋 本 磯 太 山 田 榮 治 植 前 香
- 佐々木 清一 岡 本 久 雄 佐 藤 玖 作 志 村 正 三
- 八 木 忠 良 鹽 谷 信 治

出席吏員

- 白井 民 團 長 前 田 助 役 小 瀬 會 計 主 任 以下二十名

午後五時四十五分開會

○副議長(龜澤省朔君) (着席)

只今迄の出席議員二十名であります、法定數に達してをりますから之より第四十三次居留民會臨時會議を開會致します、遠山議長が折悪しく病氣をしておられますので、不肖私が代りまして此の席を汚させて頂きます、不馴れの事ですからどうぞお手柔かに願ひます、恒例に依りまして之より總領事より召集の辭がある筈でございますから、暫く御静聽を願ひます。

○田代總領事(登壇) 拍手

第四十三次居留民會臨時會議の開會に當りまして、一言申し上げたひと存じます、私は十年前に當地に在任を命ぜられたものであります、當時民團關係の事務を擔當致しておりましたので、當時開かれた民會にも其の都度臨席し、尙當時ございました行政委員會にも毎回出席致して、民團行政の向上の爲に微力を盡した経験を持つております、今回關らずも當地に在任する事になつて、

同じ公會堂の此の議場に於て、其の機會を得ました事は欣快の極みと存じます、申し上げる迄もなく民團行政の内容たるや、非常なる發展飛躍を遂げた次第であります、殊に今回の事變以來は御承知の如く邦人の數非常に激増し、夫に關聯して民團行政の事務の複雑多岐を極めつゝある今日民團行政の衝に當る方々は責任益々大を加へますと共にやり甲斐のあることであると存じます殊に今回共益會の事業を繼承される事になりまして、誠に其の仕事は重きを加へつゝあるような状態であります、就きまして皆様にお願いしまして、民團行政の向上發展の爲に益々一層の御努力を拂はれん事を希望して已まない次第であります、議案を拜見しますと随分色々重要な議案もございいます、慎重審議成果をあげられん事を開會に當りまして提案する次第であります、簡單ではございますが以上を持ちまして私の挨拶を終ります、(拍手)

○副議長(龜澤省朔君)

本民會の議事録署名者と致しまして、志村正三君、佐藤玖作君の御兩名に願ひたいと存じます、開會に先立ちまして、現下此の非常時の酷熱の候に戰慄しておられる皇軍將士の御苦勞に對して、一分間の黙禮を捧げたいと思ひますが――御賛成願ひます(贊成)夫では其の方法と致しまして、之より私が黙禮と申しますから夫れから一分間黙禮をして頂きたいと思ひます、然して時間の終りに吏員が鈴を鳴らしますから左様御承知下さい、どうぞ

(5)

(其の間一分間黙靜)

夫れでは之より開會致します、第一報告を民團長より説明がございます。

○民團長(白井忠三君)(登壇)

拍手

恒例に依りまして、民團事務の主なもの即ち三月の通常民長以後本日迄の間の主なものを簡単に御報告申し上げます、孰れも新聞紙、其の外のもので御承知の事でありますが、記録上此處に主なる項目丈申し上げたいと存じます、第一は、昨年の事變勃發後當地居留民一同の食糧の缺乏から、軍、官兩當局の御支援の下に民團が物資の供給を致しましたが、本年の三月を以て之を終了致しました、收支報告はお手許にお配りした次第であります。剰餘金が出たといへば可笑しいが何分にも素人のやる事でありまして、お米等も量りこんでしまふと困るが若干づつ原價に餘裕を取つて居りました結果、總額三十何萬と云ふ事の爲に一萬數千圓の剰餘金が出た譯であります、其の内で將來當地を通過してお歸りになる將士諸君に天津といふ事を記憶して頂く爲に鳥瞰の天津といふリーフレットを調達致しました、之に一萬餘圓を費しまして殘五千餘圓は引續き當地を通過される軍隊や、駐屯される軍隊の御慰問、恤兵費に當てる事に致しました故左様御承知願ひたいと思ひます。

次ぎは前田助役が本年五月十日附を以て領事館から當地の教育事業に對する事務取扱の囑託を御發令になりました、之は御存知の如く共益會が解散する事になりましたも直ちに民團の手に教育

(6)

事業の全部が引繼がれませんので、其の間共益會の方は主事が辭職されて、主事代理となられ引繼ぎ事業其の他に繁忙を極めております、特に教育事業の主要性から前田助役に共益會の教育事業、事務の取扱ひを御發令になりました。次ぎは當地に標準日本の時間を民團が採用した事でありまして、之も五月の十日の午前零時を期しまして標準時間に致しました、之は元より軍及び領事館側の御制定に慣ひました次第であります、取りきめました當時の考へでは之はずつと冬を通して致しますか、或は冬になりますともう一度考へるか其の點は未定でございましたが參事會員の御協賛を得まして、實行致した次第であります、夫から徐州陥落の祝賀會を開きました、之も各位御承知の事と思ひます、

次ぎに防護團の編成でありますが當地の防衛司令部からの切なる御要求に依りまして防護團の編成を致しておりますのであります、無論之は民團としてのものではなく、便宜上民團が成立迄のお世話をしてゐるわけでありまして、各地の例に慣つて防護團長は其の地の自治團體の首腦者となるような御説で私が防護團長を兼ねる事になつておりますが、防護團其のものは別個の物といふ意味で只今編成中でありまして、日本租界内には目下防護團は三ヶ分團の結成を終りましたが租界外の編成は順次遅れておりまして、軍の方には申し譯ない状態でありまして八月中には是非全體の結團式舉行にしたひと存じております、其の次ぎは御承知の方も多いと思ひますが、我租界の埠頭が當民團としては巨額の資金を投じてつくつたのであります、不幸にして白河の状態の惡

(7)

い爲に利用される事が少なかつたのであります、昨年の洪水以來白河の状態が良化致しましたると共に軍事關係其の他の關係で埠頭へ日本の船が之迄に於て、之迄の記録にありません繫留を見る事になりました、私目から回船場を是非作つて頂きたいと考へまして、海河工程局に依頼し只今では二百三十五呎の船長の船が、日本租界の上手で六月二十日から回船し得るようになり、一層日本租界埠頭の利用に便利になつた次第であります、斯うして最近の二十一日でござりますか、新聞にもありますように、當日汽船四隻ライター三隻の繫留を見ましたが之は從來のレコードであります、斯う云つた状況から實は埠頭収入も此の三月御協賛を得ましたものに比べて遙かに突破しております、六月末の豫算に約五割増収しております、之は埠頭築造します當初の目的に段々近づく、あり御同慶の至りであると思ひます。

其の次ぎに御報告申し上げます事は、前の通常民會議場で一寸問題になりました參事會員の民會議場に於ける發言であります、其の後の參事會に於て參事會員の中に、當民團に對する意向を決定しておきたいといふ提案がありました、色々相談しました結果監督官廳の解決を待つ事になりまして、領事館を経て丁度本省の佐藤課長が御來津になられておりました佐藤課長から夫々専門家の御意見を伺ひしたのであります、夫からお歸りになりましたお手紙を頂きましたが、法規の上で參事會員が參事會で決定した事項に對して反對の意見を吐くといふ事に對し法規の上で定める事は稍々適當でない、然し乍ら一般の各地の自治團體の參事會員の口討と云ふものは徳

(8)

義上の問題とし、一種の申し合はせとして適當であると解釋されてゐるといふ返事でござりました、參事會でお諮りした結果當參事會も徳義上參事會で決定した事は參事會員である限り民會議場で反對の意見を吐くといふ事は差控へる事に話合ひを見ました。

其の次ぎは交通事故防止標語募集の件であります、何分にも事變以來居留民の激増、交通量は非常なる増加を致してゐる爲に租界内の交通は甚だ危険であります、是非交通事故防止の爲に居留民各位の御自省を願ふと云ふ意味で標語の募集をしたのであります、段々日本の各地でも既に應募された標語等相當優秀なものが澤山ありました。總數三千何句集りましたが審査の結果、非常に良いとは思はれませんが當選作を選定して新聞に發表した次第であります、目下準備中であつて、道路の角々や道路の適當の場所に市街美を妨げない範圍で貼り出そうと云ふ考へでございます。

夫から事變の一周年記念——日支事變の七月七日には既に御承知の如く天津神社で祈願祭をしましたが、今日の天津襲撃事件に對する記念の式は明後日行ひたいと思ひます、之も新聞に御承知のように取り定めたと思ひます。

最後に昨年の九月一日が始政三十周年記念になつておりましたが偶々事變の爲に延期したのであります、記念日其のものをそう長く延ばすのもどうかといふので記念式は舉行しよう、記念式に行ふ色々な事は當分延期しようと思ふ事に決定致しました、以上今日迄の民團事務の主なるも

のを申し上げた次第であります、御質問がございましたらどうぞ。

○植前 香君

只今参事委員の民會議場に於ける發言權の問題に付いて、白井民團長から此の考へ及び此の問題に對する民團當局の取つた態度に付きまして一言私の考へを述べさせて頂きたいと思ひます、私の考へに依りますと此の参事委員の權限の中に――權限ではありません、權限及び義務の中に二種類あつて民會に代つて決議する民會の副決議機關として決議する決議權、夫からもう一つは諮問に應ずべしと云ふ諮問權があつて事務、義務二つの機能をもつておる考へでありました、而うして決議なるものは、決定したものは、團長と即ち平の参事委員の決議では拘束的なものである、諮問なるものは何處迄も参事の爲意志を討論して見るといふのが諮問の意味で、從而諮問なるものは拘束力を持たないものであります。

民團といふものに更に拘束されないで、故に諮問された事に對する民會議場に於て拘束はされるに足らないと私は考へておりました、當民會に問題になつたのですが此の事情に付いては決定は兎に角徳義上面白くない御意見で、私は非常に重大なる問題を引つぎに参りましたが無念乍ら發言を禁止されたのであります、然も此の問題は第一民會が適當とし外務省となるが故に外務省は條例の解釋を申し上げると困ります、諮問なる例を建するものは「私は参事委員に諮り團長の意見を打診すべきかを依頼したんですが、其の條例なりが公文書を以て解決を得られなかつたの

であります、先程民團長の申されました佐藤さんの回答の其のお手紙の中には参事委員が参事委員の多數を以て可決した事項は何處迄も決議云々といふ事になつております、夫から先程民團長のお言葉の中に内地でも、法律的や法規則には定めてないが何處迄もしないのが慣習になつておる、内地の参事委員には諮問される義務もなければ、諮問される規定がないのであります、諮問機關から決議機關に變る時に一べんに權能を奪つてしまふのは恰も諮問機關から決議機關に變る色々な條件を奪つてしまふのと同じようで、出来れば諮問の形に於て便宜上参事委員の意見を定めたといふのであります、發布されて以來参事委員が諮問機關だらうと私は今後とも此の民團の法規に依りますと内地の市町村に比べて權能に於て極めて貧弱なものしか持つていないのが傍聴を禁じて居ります、又内地の市制に依りますと市長は参事委員の決議に依つて云々といふ規定もあり、當民團の團長は参事委員の決議に云々といふ規定になつております、で斯ういふ僅かな職能しか與へられていない参事委員が諮問されたと謂ふ事に對して團長は、諮問された民會議員、参事委員は其の意志を民會議場に於ては述べ得ないといふ事であり、且参事委員は此の行政の内容を知つております、然して監督官に依り参事委員の民會議場に於て諮問する口を封ずる事は誠に遺憾であると思ひます、斯う云ふ事は拘束はされないで諮問に對しては意見を出す事は非常に良いと考へたんですが、現在私としては如何ともならないと云ふ事を知つておりますので異議を持たないのであります、更に再考する機会があれば諸君と共に再考したいと思ひます。

○副議長（龜澤省副君）

御意見の發表ですね、何か外の御意見ございませんか（なし）

なければ報告第二民會議員選舉級別制調査委員會經過報告――民團長報告願ひます。

○民團長（白井忠三君） 登壇

此の問題は前臨時民會に於きまして級別制の撤廢をした方が良くと云ふ提案に對して議員の方から撤廢を期する事に付いて、其の實行なり研究なりに特別委員會を設けてそうして撤廢の實現を期すべしと謂ふ決議になつたのであります、其の特別委員會は民團長に委員會の成績を一任すると云ふのであります、付きまして委員會の顔觸れをどういつた風にしたら良いかと謂ふ事に付いて色々考へました、参事委員にも御相談した結果大體今の之迄の民團行政に關係のある方々を網羅して組織したらよろうと云ふ事になりました、過去の民會議長、副議長をされた方、行政委員會若しくは参事委員の會長副會長をされた方、更に加へるに現在民團参事委員、一方共益會の理事、監事と謂つた方々を集め之に二、三の新しい方の顔觸れを加へまして、合計二十五名の特別委員會を組織したのであります、組織の當初に當りまして私自身甚だ不注意な點がありましたが、先日申し上げました民會の決議が「撤廢の實現を期すべし」とあり撤廢と謂ふ事は規定の方針であると云ふ事に組織するべき特別委員會であります、議事録を見るとなつておりますが、私自身委員會を組織します當初の考へは全く白紙で撤廢の可否を研究すると云ふような意味の錯誤を致し

ておりました、所謂謂つた意味で委員會を委嘱致したのであります、其の爲に委員會の開會二回に亘りまして此の委員會の目的が何處にあるかと謂ふ事で、民會で定めました議事録を見ると、委員會の目的は「撤廢の實現を期すべし」と云ふ事になりました、之に従而進行はしましたが撤廢其のものが宜敷ないといふ議論が出ました、前後五回に亘り委員會を重ねて來ましたが結果時期尚早と云ふ事になりました、其の間兩者の主なる點を御報告申し上げますが、撤廢論の方は當議場で論議されておりますように級別と謂ふ事は日本の各地自治體に於ても主として級別を撤廢して出られると云ふ事が著しい弊害の原因であると思ひます、同時に又支那人の一級有權者が日本人に比して非常に多いと云ふ事から、一議員は支那人の有權者を代表するといふ形にもなるが故に級別を撤廢すべしといふ御議論もあります、之に對する結論が時期尚早であります、御議論の側から申しますと第一に自治體の政治と申しますか、民團の行政と云ふものと國の行政とは別問題であります、國會議員の選舉は普選であるから、普選にして良いと云ふ議論は根本から間違つてゐるといふ御議論迄あります。

當時日本で普選といふ聲が叫ばれ普選が實施され級別等も廢そうと云ふ聲が高まつたのであります、第二に現在の施政は御承知の如く民主主義がフアッシュ主義に代りつゝあるのだから元の時代の考へで直に撤廢するといふのは、撤廢後を考へて見ると恐らく一級から先に選出される制度

があるので民團の爲に有能なる人が出るが、級別制がなくなると多数の票がないと出られま
ので恐らく必要なる人は却つて引込んで出なくなり、民會議員全體のレベルを引き下げやしない
かそう言つた議論が聞はせられて、時期尙早と云ふ御議論が多数で委員會は終了致しました、其
の間に尙例へば支那人や外國人の選舉權の制限を加へて、外國人が選舉權を持たないように級別
を廢して要するに民會の結果は時期尙早と云ふので甚だ呆んやりした何時になつたら良いかとい
ふ結論に迄なつておりません、此の前の民會に於ても此の秋の選舉に間に合ふようにしたひと云
ふ御意向がありました、一應此の臨時民會の議場に委員會の経過を御報告するのが適當と考へ
まして、委員會の最後の御意見を纏めて決を取つた次第であります、付きましては尙撤廢の事に
付いての御意見がございますれば、新に更生なり、建議なりに致しまして、私として前回御委託
を受けました委員會は修正閉鎖を致しましたから左様に御承知願ひたろと思ひます、

○植前 香君

此の問題に私も委員會の一員として選ばれて其の席を汚した次第であります、聞らざるも委員
會の席上に於て意外なる事實を發見したのであります、先程申しますように私は參事會員であつ
て參事會で諮問された問題を民會で反對意見を述べていけないと迄強制されましたが、此の等級
撤廢委員會なるものは此の前の民會に於ける民會の決定した意志に基いて團長が此の決定した意
志を實行したのであります、此の意志に依りまして召集された委員會でありましたのに不拘ど

(14)

し、之に對する反對を「實現を期すべし」と云ふ根本から覆へすような反對論をなしたのであ
ります、私は靜かに議事の進行を靜觀しておりましたが、どう考へても民會の決議に基いて民會
議員たる議員が反對論を――之は諮問ぢやありません決議であります、我々は考へる時愕然たる
委員會ならいざ知らず、其の意志に基いて召集された委員會に於て民會議員が夫れに對して反對
意見を持ち出しますと、かまはないぢやないか夫は少し違ふとかいふお話しでありました。私は
當時盛んに反駁しましたが一言の下に葬られたのであります、委員長たる民團長に申し上げたひ
事は、私の申します事は此の問題は將來民會の決議に對し、民會議員の態度を決する上に非常に
重大なる問題ではないかと思ひます、私は過去は過去であります、斯くの如き場合に民會議員と
して如何なる態度を取るか反對意見は出來ないと云ふ意味に於て、將來民會に於て如何に處すべ
きかといふ事を定めて置くといふ事と同時に、今日は遠山議長が欠席しておられますが、もし議
長がおられなければ副議長で結構ですが、特に議長は此の問題に關し民會の決議が民團長に依つ
て實行されつゝあつてよいものかどうかと云ふ事は我々民會議員である以上議長の御意見を伺ひ
たいと存じます、議長は又民會議員より以上責任があるのでありますが、不幸にして遠山議長は
御病氣だとかで副議長の見解を求めたいと思ひます。

○早瀬 精 君

只今民團長のお話を伺つておりますと民會の決議を履き違へました委員會をまかしたと云ふお

(15)

言葉がありました、履き違ひだ錯誤がある事を發見して決議に對して改めて辭職をする事す
しなかつたのである、錯誤があり其の儘の委員會を繼續して其の結果は時期尙早であるとしたの
は、民會議員として――民會は居留民を代表してあるものでありまして、其の議場に於て決議さ
れたものが民團長の一任に處理された、出來るのであります、此の民會の必要はありませんし
又支店長連中に御願ひして集つて頂き議論する必要はないと思ひます、どうぞ此の邊を明らかに
して頂いたらと思ひます。

○古田 治四郎 君

只今民團長のお話しで新聞紙上で、私は前民會で申し上げた事を決議したと思ひます、其の當
時木下議員から念を押してありましたから議事録を見れば判ると思ひましたが、「撤廢の實現を
期すべし」と云ふ事で我々は民會のサインをしたのであります、民會の決議も尊重しないで委員
會に委すと云ふのでなかつたと思ひます、實行委員を出し之に可否を定めるもしも此の民會の決
議を尊重する事が重大なる不幸を生ずるのぢやないかと思ひます、其の實行委員會が時期尙早二
級の人をといふ事になります、これは全く此の新しい天津にやなくなるのぢやないか、何處に改良を
加へて進歩したか、一級選舉で出る人は五票か六票が多くて二〇票、然して二級から出る人では
百票以上持たなければ出られないと云ふ事になれば一級に出る人は無投票のようなものでありま
す、私は此の委員會が民團長が違つたと仰有る通り、委員會の決議が間違つて居るんぢやないか

(16)

と思ひます、解決がついたとも仰有るが實行にとりかゝつて頂きたひと思ひます、通常民會、改
選期でありますから夫迄に夫々準備もある事です、餘りに之を等閑にしては遂に時期尙早よ
りも間に合はなかつたと云ふ口實の下に民團當局者が逃げられる事は甚だ心外でござい、民
會の決議でありますから是非實行委員を擧げて實行を期して頂きたひと思ひます、

○植前 香君

私の質問にお答へ願ひます。

○副議長（龜澤省朗君）

只今民團長の報告に付いての質問をやつてゐる時私が其の見解を特にお答へする必要はないと思
ひますが、そう申されますなら私個人としての見解を申し上げたひと存じます、此の級別制撤廢
に付いての決議は「實行を期すべし」とありますので、夫に關聯する特別委員會が妥當であるや
否やは又私から別の問題として、其の決議された事は實行されないと云ふのではなく時期
に於て尙早であるといふ決議をしたものであるから、此の民會の決議に對して其處に何等矛盾し
た事はないと思ひます、私の見解は斯う云ふ考へであります、尙之に對して私は――議長は不在
であります、此の問題に對しては議長も同じ見解を持つております、左様御承知下さい。

○植前 香君

判りました、貴方に御質問申すのは無理だつたと思ひます、當時私は民會に一言も訊ねなかつた

のであります此の問題は宜しく民會議場に諮つて斯くして若し出来ない場合は監督官廳の決定を此の機會に此の問題を再決願ひます。

○森川照太君

植前君の話がよく判らないのですが、民會議員は民會の決議したるに反対したらいけないと云ふのですか。

○植前 香君

私の申し上げます事は、只單純に召集された委員會なら當然勝手な事を言つてもかまはないが、少くも民會が召集された委員會なるが故に、此の席上に於て其の民會の決議に反対するような辯論を闘かはす事は宜しくないと思ひます。

○森川照太君

私は構はないと思ひます、貴方は參事會員が民會に於て參事會の決定する反對の意見を持つと云ふようにお取りになつて、其の點の御不満があるようですが、法規の上で顧みて、飽迄反對で決定された國家なり自治體の爲に宜しくない時なれば反對して差支へない譯でありますから、自分の德義に訴へて見て考へてみたら判ると思ひます、只今の夫れは參事會員として相談を受けて討議された上で定つてゐる事だから、之に反對すると云ふ事は個々の御德義に訴へて政治道徳から考へてお定めになれば良いと存じます、最も拘束した考へはなかつたのですが、外務省あたりの

(17)

考へも其のようですから、絶體に、參事會員を縛つておる譯ではない、民會を謂つてもそうでなく民會で定つた事が爲にならんと考へたなら、民會に於ても自由な返事が終ひに出来ると思ふ誠に夫で當然だと思ひます、夫から今度の委員會は一定の目的の下に委任された委員會なるが故に之に背いちゃならんと云ふが、間違つてゐると云ふ場合には其の委員會に反對しても少しも差支へないであります、民會の決定が間違つてゐると云ふのに夫に従はなければならぬと云ふならば辭するより外仕方がないのであります、委員會の研究をして云々と云ふ事もありますが委員會だから其の民會より委任された可否の決議を貴方の御解釋の通りどうもいけないと云ふ御意見を以つた方、そういう人が多かつたら、其の委員會の決定は民會の決定を引つくりかへす事になつても差支へない。

○植前 香君

盛んに森川君の御反駁がございましたが、森川さん自體御反對なすつたんですが、此の問題はしまいに參事會の發言權問題に絡まれて先程から意見を述べさせて貰つたのであります、現在在は參事會員に服してゐる今日、其の申し合はせに對して不服を以ておりません、今後參事會である限り服してゐる積りであります、不満を以ておると云ふ考へは一掃して頂きたい、夫から森川さんは頻りに反對論を唱へておつてもかまはないと仰有るが、あの決議なるものが大體私は其の眞意はそうでなかつたと思ひます、根本錯誤であつて其の當時の民會議員に聽いても決議に反對

(18)

すと言ふ言葉をお使ひになりますし、更にそんなに喧しくしないで和やかに和が出来たものぢやないかと仰有いますが、其の會議を進めたいと思ひます。且つ民會議員でない吏員の方もいらつしやいますし、根本の問題は否認すべき民會議員であらざる限り之に對して説明を加へる機會もありませう、私は何處迄も民會議員たる限り服従すべきものであると思ひます、民會の決議は何處迄も民會の打算的に負ふ爲、之は反對だつたと云ふ事は決議して構はないと思ひます、民會で先程申し上げたように民會に決議された意志に基きまして、もし森川さんのように申しますれば、あれは間違ひをされたのであると云ふや民會の決議の何處に權威があるのか、私は斯う思ふのであります、充分此の際意見を闘はせて將來の恐れがないように是非共議長にお願ひして、民會の意見を切望して已まない次第でございます。

○志村正三君

私は提案者であると思ふ事で民會當事者に希望して述べます、民會としては前通常民會の決議に特別制を撤廢する義務があると思ひます、民會長が専任した處の特別委員會に於てあの結果に終つたといふ事は、理由が時期尚早である、然し今日の此の時期を考へる時に時期尚早なる事はな

(19)

すが、民會としては少くとも撤廢の實現を期する義務があると思ひます、委員會の組織に當りまして決議に對する錯誤から、あゝ云ふ風な委員會を組織してしまつたと云ふ過ちを認めたなら實現を期する爲に新に天津の實狀に促して民衆の利益を計つてやると云ふのが民會當事者の義務であると思ひます、私は一、二級を撤廢すると云ふ事が居留民全體の幸福の爲といふ信念の下に飽迄も主張してゐるのであります、民會があゝ云ふような決議であつたが、意志表示であるか知りませんが、意志表示であると無記名投票を以て決定したと云ふ事を――斯ういふ風な事柄は黙つて之を其の儘に葬むると云ふ事は出来ないであります、此處に臨時民會が開かれ私は少くとも此の民會に於て實現を期す、此の決議を飽迄尊重して行くと云ふ事が指針を保つ上に尊重する上に於てどうしても必要だと思ひます、將來出来ないならば須く居留民の爲に我々の不名を謝すべきであると私は考へております、どうぞ此の點に付しましては前通常民會に於て「撤廢の實現を期すべし」と云ふ決議を尊重されて、今日以後實行に向つて進んで頂きたいと私は希望する次第であります。

○森川照太君

委員會の定めたのは意志表示お言葉の通り決議でございます、夫で委員會が民會の決議に背いた決定をする事が出来ないといふのが私は出来ると思ふ、して悪いなら委員會を開いてする必要はない色々な方面から研究して民會の決議が間違つてゐて、民會の決議に反對したる決議にしても差

(20)

支へないと考へております、夫から委員會の組織が間違つてゐると云ふ事は志村君は何處も仰有つたが、民團長は誤解をされたのであつて、此の委員會を組織するに付ては參事會に相談なすつたのである、志村君は確か參事會員であり此の委員會がどうのこうのと仰有る資格は斷じてないと思ひます。

夫から先刻二級議員の處置が悪いと委員會で仰有つたが、(山田議員)「そう云ふ事は斷じて云ひません」そんな理由がない(何にも言つた)――

誤解だと云ふ嘘だと云ふ山田議員を疑ひます、只今級別廢止をすると云ふ事は議員の性質が低下すると志村君は限定されましたが、根本的に反對のものであります、且て集る時に私は初めから之に反對の意見を長々と述べております今も私の意見は變つて居りません、志村議員が低下するをういつた事は二級議員の私が性質がどういふ事はありません確言致します、級別廢止する事が議員の性質を低下すると云ふ事が私の反對論の根本原因でありましたが、自分の考へだと思つてゐた處が豈計らんや、大阪朝日新聞を見ますと市會を新潟で開かれたと云ふ事が載せてありまし(時期尚早)といふ聲あり」市會選舉は速刻可決、少し讀み上げますが――全國市會議長會議は六月二十八、九兩日開られたが此の二十九日の會議で「普通選舉から制限選舉に還元せよ」と全國の市會議長が満場一致可決した、右は市會議員が普通選舉になつて以來徳望あるものや資産階級は選舉の煩を避ける爲立候補せず惡貨が良貨を驅逐する如き感を呈する傾向にあるからこ

(21)

の階級別選舉に改めるよう市制改正方を内務大臣に建議するに至つたものである――

讀んで見ますと市會議員全部は私と同じ考へであります、私は甚だ之を誇りとしそう云ふ風に級別を此の弊害を全部が認めて級別制に復治しなければならん私の理論に間違ひがないと云ふ事が明らかに証明立てられております、此の前の民會に欠席したが私の考へに依りますと、間違つてゐると云ふ事になります、斯う云ふ事を知らないで時期尚早といふ釋やかな文句で斷言するのは私は間違つてゐると思はない、然して委員會は自分達の研究を盡して報告致したのであるが私は元々反對だからどうなつても構はない。

○山田榮治君

私は其の問題より森川議員の民會決議を他の委員會決議でブチ破してもいい、少くも現我々民會議員は民團法に依つて選出された民會議員であつて、議席を持たない特別の委員會を拵らへて平氣でしても良いと云ふ事は甚だ釋かでないと思ひます、充分研究して明らかにして頂きたいと思ひます、夫から森川君は新聞記事を讀みあげられておりますが、日本の眞似をしてゐるのではありません、天津の實情の中に支那人と云ふ特殊の日本にはない有権者があり、法人と云ふ委任狀を以て投票する特殊の弊害があるから、どうも釋當を欠く一、二級を撤廢しよう、何も日本のような政治知識の發達した選舉權に依つて一、二級がなからうが、天津には何等の政治知識を持たない有権者があります、我々が撤廢を叫んでゐるのは斯る弊害があるが故に、決議なり居留民の

(22)

諮問に天津の實情に副ふものがあるが故にしなければならぬが、日本の今の新聞をお讀みになられた森川氏にしては少し間違つてゐるんぢやないか、森川氏に對して反對意見を持つております。

○森川照太君

二つの點があるようですが、委員會が民會の決議をブチ壊すと謂ふ事と――

ブチ壊すと云ふ字句が甚だ曖昧ですが、委員會の決議は違ふ決定をした事で反對したのでありません、夫でもブチ壊したと仰有るのなら委員會の意志は此處にあると謂ふ夫れ以上の權限は民會で決めるのだから、民會の決議は引つくり返されません、委員會は報告文すればよい故にブチ壊したと謂ふ事は言へないのであります、決して委員會はそんな權能はないから、だから出來るとお考へになるならば間違ひだと思ひます、夫から今山田君は日本の眞似等は何れでも良いと仰有つたが御都合のいい時は日本の眞似をしる、都合の悪い時は眞似しない眞に重寶なる御議論であるが級別制廢止の甚だ戸惑ひした話である、普選論の延長であります但其の時には日本で普選をやつてゐるのに天津は級別選舉をやつてゐる時勢遅れである等と仰有つた、もし何なら古い議事録から引張り出してもよい、日本の情勢から見ても此の級別は廢止しなければならんと色々の方が仰有つたら、日本と天津は事情が違ふ――然るに今日は日本の方の理由を引いたら夫はいけないと逆論をされましたが、然し此の點に付いて選舉の制度の改革が齎らず影響といふ點に付いては日

○山田榮治君

本も天津も違ひがないのでありますから、私は市長會議の決定を引用してみても少しも間違つてゐるといふ事を考へないのであります、今支那人の現にどうかと仰有つたが支那人の政治知識から考へて支那人に權利を與へないようにする、天津の實情に測してゐない事ですから之は

どうも致し方ない事だと思ひますのであつて、只今私が日本の決定を例に引いて之を參考になさる事は日本の普選論を級別には當り前の事と思ひます。

○山田榮治君

森川氏とはもう議論をしてもつきませんから解決として森川氏の矛盾した點と思ひますが、民會議員が決議したる委員會に反對する事はかまはないと仰有るが、之に對して今度は決議だか意志表示だか、民會の議案をブチ壊すと謂ふ事はないと云ふ御答辯でありましたから、私は少くも斯う謂ふ委員會に於て意志を表示し、民會の決議は依然として此處に尊重されるものであると解釋して森川氏との議論は打ち切りとします。

尙民團長に伺いたひのですが、私は最初から民團長があつた委員會に出された目的が違つてゐると思ひましたので、其の委員會の此の目的を明らかにして頂きたいと謂ふ希望を申し上げました本民會に於てもそう謂ふ聲明がありましたが、どうも民團長は最初からお考へが違つてゐると思ひます、今の御報告に付きまして、此の民會に報告されたに止まつて、此の前の特別委員會で満場一致で定められた「級別制度撤廢の實現を期すべし」と謂ふ此の主旨には少しも副ふておりませ

(23)

(24)

ん、委員会に於てと謂ふ決議に對し民團長は此の決議の實行に進められてはいないと思ひます、監督官廳の意志が傳達されてゐない、少し間違つてゐる委員会であると素直に聲明されてゐるに付て私は何處迄も委員会が誤解であるにもせよ夫を實現の實行に民團長は進めなければならぬ義務があると思ひます、委員会の意見を意見として之に倣ひますが此の委員会の意見と決議と民團長に伺ひたいと思ひます。

○森川照太君

私は民團長は民團長で御返事になるだらうが、委員会は民會で出来るのであつて其の委員会が決議をしたならば、其の決議は其の報告に對し民會目から(違ひます)かれこれといふなら委員会を待つ必要がないぢやありませんか、故に委員会は研究した結果民會決議の撤廢を之を受け取つた委員会が委員会から民團長に振り向けるような事は自分のする事はしないやうで間違つてゐると思ひます、私は民會議員として申し上げるのであつて、民會が自分ですべき事をしないなら民團長はしらんが、委員会の報告を受け取つた民會は自から態度を決定すべきもので私は之を根本反對だからどうでもいゝんだが、夫ですから其の報告をきいたら民會が何とか夫を定めなければいかん何とかなるだらう。

○民團長(白井忠三君)

私は先刻申し上げたやうな錯誤の下に出發は致しましたが、民會の意志を承認した委員会が、其の點には見解を異にしております、先刻龜澤議長の聲明があつたやうに時期尚早といふ決定は實現を期しないといふ事ではなくして——實現を期するといふ主旨には反對の決議をしておりません、只まだ時期が早い今直ぐ撤廢するのは時期が早いといふ事に委員会の決議を取つたのであります、實行に移るといふ事を主として實行委員をつくつて實行を圖るといふ事であれば民團長に御一任にたるといふ場合では夫れは無理であると思ひます、どうか民會議員各自に於きましては實行を期する委員会を作つて頂きまして——私が之を指名するといふ事は誠に難しい問題でありますから、利害得失を研究して今直ぐ撤廢を監督官廳に迫るか、或はもう少し先にするか研究する委員会ならば御依頼の下に私が専任とする事が出来るが、實行を期する爲の調査とか研究とかいふ委員ではないのであります、矢張り最も熱心なる實行撤廢論者が何人かが民會の意氣で監督官にお迫りになつたら良いと思ひます、公式ぢやありませんが非公式に監督官廳の御意向を伺つております、まだ御返事はきいて有りませんがどういふ風な御意向であるかといふと、監督官廳の御意志も今直に撤廢するといふ事は研究を要するといふ御意向になつております、でありますから大體委員会の目的は「實行を期すべし」といふ主旨の下に出来てゐるのでありますから、あの委員会を解散してはどうかといふ事に付きましては一應委員会なりお話ししましたが、折角出来たものでありますから委員会の意志を定めよう其處で之から先きに實行に移すといふやういつた考へであれば一つの議案として御建議なすつたら甚だ便宜だと思ひます。

○植前 香君

先程から頻に委員会の議事に對して御意見を發表されましたが、私自身も此の委員会の難色といひますか之に對して不満を抱いた儘委員会を閉じられた一員であります、先程森川議員が決議を覆へすやうな決議をしても構はん、只單獨に獨立した意志を決定し夫に對して反對の意志を決定しても報告すればいいといふ話であります、私の委員会の最初からの態度は屢々委員会でも申し上げましたやうに何處迄も此の決議に集められた委員会であるが故に精神が先づ定まつておるからして實現を期する——如何に技術的に扱へば無理がなくして出来るか、之を研究するのが委員会の職務である義務であると考へておつたのであります、從而良いぢやないかといふ今以て反對論はある、終局の目的は如何にして——例へば支那人の有權者があつて之をどうすれば良いか技術的な無理がなく懸案がなく此の實現が出来るといふ事を研究調査するのが本委員会の任務であつて、從而若し此の精神を民會の決定した意志に反對する委員会であれば御辭退願はなればならない、然に夫を有耶無耶の内に葬られまして徹頭徹尾根本可否の論を論じて居る時でないものであります、實行に移すべき機会が與へられてから徹頭徹尾可否の論に終始して、技術的な方面に入らなかつた此の點私は不満であります、夫に決議を取る前に此の委員会はずと技術的な方面を説明すれば、民會に對して如何なる報告をするか根本論を問はしていいかといふ言へないから時期尚早といふ言葉を使つて可とする形になります、要するに民會にどういふやうに報告するか私は間接に採決を採る事に對し反對したのであります、然に決を採れと云ふ意見が多數を制しまして已を得ず見逃がされたんですが、大體此の最初民團長はスタートに錯誤があつたと仰つておりますが何處迄も民會の決議を決定した意志を尊重し、此の決定した意志に副ふて委員会なるものを司會しておれば先程も申しますやうに反對論者は辭退して貰ふ、其の決議たるや技術的に考へても今直に實行してはコリクシヨンがある、斯ういふ相互の結論を得て初めて任務を終つたのであります、斯ういふ理由の下に時期は早い、若しくはどう研究しても其合が悪いとか御説明がなければならぬと思ひます、不幸にして反對なる決議をしても勿論構はんでせう、此の意志の線に沿ふてそんな妙な決意がなされるやうな筈がないと思ひます、只其の司會の仕方が悪かつた斯ういふ結論其の意味の委員会を司會なすつた白井民團長の態度に對して非常に不満な氣持を持ちます、夫から私は此の際私自身の見解の變化——實は此の前に民會に此の案が開かれました時に私は時期尚早論を唱へました、而うして此の委員会の設立に何處迄も民會の決議に従ふといふ意志に基いて撤廢するか、新しい時代に對する認識新しい時代の結成及び天津の實情に顧みて等級撤廢ならば差支へないといふ見解を抱くに至つたのであります、只そうこうしますと御都合主義的に其の時々風の依るのだといふ御批判を頂く事は私自身心外に堪へません、先程から頻に可否の論に付いて繰返し盛んに論議されておりますが、私も見解の變化した過程に付いて些か卑見を述べさせて頂きたいと思ひます。

(29)

先程森川議員が全國の市長が等級選舉設定の決議をしたといふ御意見でしたが、夫は市長丈の御意見でありまして果して吾々國民全體の意見が合致するや否やといふ事は、まだ之を以て直に國民全體が一市町村の公民が悉く之に同論であるかどうか非常に疑問であります。市長が決議した之は些か時期尙早なる性急な決議ではないかと思ひます。私は過去數ヶ月前から今日に及ぶ間に私の見解が相違したのは甚だ不埒な話であります。支那人の有権者がどの位有り、日本人の有権者がどの位あるか考へなかつたのであります。志村議員が支那人の有権者が六割あるといふ御説明でありましたが、然るに我が民團法に依りますと支那人にも被選舉權を與へる、支那人の數が非常に多い場合には半數以上は日本人たるべし、支那人議員を此處に送る事が出来、租界改正といふ風な思想が潜因したのであります。支那人が政治的に目覺めた時にはどしどし民會に支那人を送るかも知れません。然して此の場合支那人の級別を廢す事は支那人の内でも物のつた人は或は資格を持つ人はさういふ實情である爲に、假に支那人が議員を送り出すにしても大禍ない結果になりはせんかといふ意味に於て反對を唱へたんですが、大體級別制は主義から申しますと民主代表主義でなく利益代表主義を原則としてゐる次第でありまして、我々は矢張り其の選出された選舉權者に利益を多少代表するといふ意味に依つて、恐らく此の民團法を作つた當時の外務省の御意見は、支那人が支那人を選舉するだらうし日本人は日本人を選舉するだらう、之が原則に合するといふ意志だつたらうと思ひます。私は此處に多數の支那人の有権者があり大正十四年新法

(30)

規が提示されましたのは當時可成り支那人の有権者が多かつたと思ひますが、當時一方の主旨は其の點にあつたと思ひます。だから同じ民團法規にも或る場合には居留民選舉を用ひないある場合には用ひる、上海とか青島、濟南といふ處は全然等級別を用ひておりませんが獨り天津又は支那人の有権者が非常に多いのであります。他は行政區域が日本人丈であります。ので特に指令で以て選舉權の等級別を撤去されたと思ひますが、今日此の民會に於て私は統計を拜見致しますに支那人の有権者は昨年既に二割本年は既に一割超過してあり全然雲泥の差であります。假に支那人が目覺めて議員を現在の三十二人を以て三人なり若くは四人になつても少しも取るに足らないのである。私自身も從來甚だお恥しいが利益代表主義を原則とする民團選舉制度に於て支那人の級の票を買つたものであり、今日誠に慚愧に堪へない次第であります。私は始終支那人の問題に係はると論議に非常なる遠慮をしたといふ事を考へて居りますが、夫程我々の利益を根本に於て時々利害得失が一致するものでない、であるが故に根本に於て時々利害得失が合致しない支那人の票を以て出る事は本當に間違つております。

○副議長（龜澤省朝君）

植前君もう少し簡単に願ひたいと思ひます。

○植前 香君

斯ういふ爲に私は依然の時期尙早論者から逐次撤廢論者になつたのでありますが其の外にも色々

(31)

弊害といふ問題もありましたが之もまだ目下すべからざる事もあると思ひます。斯ういふ風では必ずしも私をして言はしめれば今後の支那人に此の日本の勢力の躍進する時に當りまして、支那人を民會議場に送るといふ事は出来内地が等級別をやるか知りませんが現状に則して考へますと斯くの如き變化のない限り「即時撤廢すべし」とありますが支那人が出て恐るに足らないが、恐らく出て来る氣遣ひはないのであります。彼等に諸問權を與へ意見をきいてやるのが親切なやり方だと考へております。我は私は大體尙早論者から即時撤廢論者に變つた見解の變化を申し述べたのであります。最後に私は委員會の設置に當りましては領事館の認可を得て委員會に委員會の權限に於て認可を得なければならぬ手續を一々取つてゐるか一寸伺ひたいと思ひます。

○副議長（龜澤省朝君）

私は思ふに此の前の決議文に多少の無理があつたのぢやないかと思ひます。従而あの特別委員會なるものが出来て、選ばれた議員諸君の中に斯ういふ事を仰有る方が多數あつて、「實現を期すべし」といふ前提の下にといふ委員會！さういふ事は一寸も知らなかつたのであります。斯ういふ風の意味もありまして決議文にも多少の無理があり、當時の委員會にも多少の原因があるかのように考へます。そうして此の問題に付きまして報告の時間に御追求しても中々議論はつきないと思ふのであります。若し更に民會の意志の決定を求めるといふ事でございますならば、新に

(32)

建議案か何かの形にして御提出になつてはと思ひます。此の民會は此の問題を議論するのが大體の目的でなく、此の議事日程にあります諸問題を審議するのが大體の目的で召集された民會でありますから、其の意味に於て質問御答辯は此の邊で打ち切つては如何ですか、皆さんにお諮り致します。

○古田治四郎君

今議長が此の「實現を期すべし」といふ決議が幾分無理があつたのぢやないかといふお話しでありました。全會一致のように記憶しております。夫に依つて今の委員も實現を期すべし知らなかつた委員も其處が抑も間違つてゐるのぢやないか、時期尙早である事は數年來見て來て其の結果が實現を期すべしと云ふ事になつたのであります。今更時期尙早であると謂つて民會の決議を別に森川さんから承りたいのであります。民會に於て決議されたものを引續り返しても民會の決議した事は委員會が決定して其の實行に當られると云ふ事は、一體民會が何を決議したか、決議の實行權は孰れに行くかといふ事を私はきいたくありません。民會が決議したものを委員會が否定して良いものか悪いものか之は決議ぢやないでせう。森川さんの仰つた様に時期尙早で葬られたら――此の邊は明らかにしなければならぬし民會で之を決議して夫を又更に改めて此の決議を無視するならば、改廢するならば、委員會に依つて改廢する事は甚だ民會の尊嚴を欠くものである無理であると云ふ事をもう少し考慮して頂きたいと思ひます。

(33) ○副議長（龜澤省朝君） 私が無理であるといふ「實現を期すべし」特別委員會を設けて調査をしつと云ふ文句のあつた事に鑑みまして、其の間に特別委員會の手續を申し上げますと大部議論があつたように記憶しております、兎に角此の問題は民團長の報告に止めまして此處で打ち切りたいと思ひます。 ○植前 香君 議長横暴ぢやないか、私は貴方の前に發言しております、貴方の前に質問を發してゐるのであります。 ○副議長（龜澤省朝君） ですから貴下方にお諮りしております。 ○植前 香君 民會議員の質問に對して―― ○副議長（龜澤省朝君） 質問は充分に許してゐるぢやありませんか。 ○植前 香君 だから私は發言を―― ○副議長（龜澤省朝君）	(34) 發言を許さない事實は――貴方は可成り長い間お話しなさいましたぢやありませんか。 ○植前 香君 其の最後の質問を―― なぜ私の發言を止められるんですか。 ○民團長（臼井忠三君） 發言を許可するしないは議長の權限にあります。 ○植前 香君 質問を耳の裂ける程議長くゝと連呼してゐるではありませんか。 ○副議長（龜澤省朝君） 全く私は議場にお諮りしてゐたのです。 ○植前 香君 先程の私の質問に對する御返事を願ひます。 ○民團長（臼井忠三君） 此處では一應議長の許可を得ない時は發言出来ません。 ○副議長（龜澤省朝君） 今民團長から何か質問が――
---	---

(35) 常設若しくは臨時會、委員會を設ける場合に、一々領事館に認可を得なければならん委員會の權限といふようなものに關して、從來ともさういふ認可を得てゐないかといふ事をお尋ねになつたのであります。 ○民團長（臼井忠三君） 今先刻御説明の時のお言葉が判つきり聞き取れなかつたので御返事が遅れました、從來館例を得ておりません、孰れの場合も監督官の御臨席の下にしておりますから參事會に相談して、課金調査委員會、と又一つ法規調査委員會といふ風なものは認可を得ております、三十年記念事業、何とか特別委員會短期のものに對して、私の就任後ぢやありませんつと前から一々取つておりません。 ○植前 香君 一言希望を述べさせて頂きます、何處迄も法規は法規私は常に法規は喧しく言ひますが、法規は團體の基準ですから將來斯う云ふ委員會を組織しても無効になるといふ事が問題に何處迄も臨席と認可とは別個の問題でありますから、臨席なすつたら認可を得たと考へず將來斯る委員會を開かれる時は法規通り許可を得られる事を希望致します。 ○志村正三君 委員會の事に付きまして色々の疑義がありますが、私は此の最後の決議に對して解散前の事でありますからあの時無記名投票であれば決議を無効だと思ふものであります、何故かと申しますと規約にも記名投票でやらなければならないとしてあります、其の但書の九條に可否同數なる時は缺席委員の意見を徴し、缺席委員の意見を決し可否を聽く事に判つきり定めて置かなければなりません、我々は記名投票でなければならぬのに大部分の者が無記名を以てした規約に對する違法であり此の際特に申して置きます、私は少く共先程森川さんから志村は參事會員であり、あの特別委員會に對する諮問に對して兎や角云ふ資格はないと仰有いましたが、あの民會の決議に基いて實行する委員會である、斯るが故に成る可くならば租界の有識者と之が認めたる人々、公平無私少く共、有能會社や銀行民會の議長とあつて民衆の利益を計り得るなかゝ立派な方々と思つて賛成を唱へたのであります、然るにあの席上に於ける態度、規約を無視した處の態度は少く共己れの利益を計り一會社の利益一黨派の利益のみ計つた態度に對しまして不満を抱くと共に、あの決議に對しても無効ぢやないかと思ひます、一寸私の意見を申し上げて置きます。 ○副議長（龜澤省朝君） では大體御質問もつきたものと認めまして報告を終ります、丁度八時五十分前でありまして食事の用意も出来ておりますから此處で休憩致します。 午後七時五十五分休憩	(36)
--	---------------

(37)

○午後九時再開
○副議長（龜澤省朝君）（登壇）
では之から開會致します、議事日程便宜上第一第二を一括して上提したいと思ひます。
○郷野書記（朗讀）
日程第一、閑院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例案
閑院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例ヲ左ノ如ク定ム
第一條 閑院宮春仁王殿下ヨリ賜リタル御下賜金ヲ以テ記念事業ヲ行フタメ之ヲ特別會計トス
第二條 記念事業ノ方法、支出等ハ之ヲ參事會ニ一任ス
附 則
本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
○民團長（白井忠三君）（登壇）
昨年日支事變發生後畏くも閑院の若宮春仁王殿下が當地に御駐在になりましたが、次いで本年司令部の北京移轉と共に北京に御駐在になりました、六月に入りましてから内地の御任務にお變りになりましたが其の際、天津の居留民團と北京の居留民會其他御駐在中御警衛に任じました憲兵隊、警備隊、其の他の方々に御駐在中の色々の意味の奉仕に對しまして慰勞のお思召しから御下賜金を賜つたのであります。

(38)

丁度六月十五日にお召しに依りまして私が北京に参りました、假御殿に御伺ひ致して金堂千圓を拜受致しました、之れのお思召しは今申し上げたように色々お世話になつたから、今度歸る事になつたから之を民團へといふ言葉で頂戴したのであります、就きまして此の民團としては前例の少い御下賜金をどういふ風に使ひましたらば宜しいか、參事會とも御相談致しました結果之れを特別會計として、特と研究の上で適當なる記念事業に使ひたいといふ事でまだ事業の方法其他決定は致しませんが、之を特別會計條例として制定したい斯ういふ主旨の下に提案致しました次第であります、どうぞ御審議の上御賛成を願ひます。
○副議長（龜澤省朝君）
御質問がございましたら――
○森川照太君
誰方にも御異議のあるべきものでありませんから議會省略可決確定と致して頂きたいと思ひます
○民團長（白井忠三君）
甚だ恐縮でございますが豫算表の内の歳入の第一款として下にあるように、昭和十三年度六月十六日とありますのは十五日の間違ひで十五日と御訂正願ひます、私は十五日に拜受致しまして十六日に民團の金庫に入りました、間違つて印刷したのであります、甚だ恐縮ですが御訂正願ひます。

(39)

○森川照太君
特別歳入出豫算案も一緒にして議會省略可決確定といふ事に願ひます。
○副議長（龜澤省朝君）
賛成多數と認めて讀會省略可決確定と致します。
日程第三、諸證明手数料徴收條例案
之は可成り長うございまして、お手許に配布してありますから一々朗讀を廢止させて頂きます。
○民團長（白井忠三君）（登壇）
之は從來も屢々内意のあつた問題であります、居留民の激増と共に斯う云つた風な證明の願ひが可成り澤山であります、従而斯ういふ事の爲に吏員の増員等も自然必要になつて参りますので他の各都市に於きましても、斯ういふ風な證明の執れも料金を徴しております、當民團では之が手数料を徴してありませんので改めて斯ういつた條例を設けまして證明の手數料を徴したい考へてございまして（異議なし）
○副議長（龜澤省朝君）
賛成多數と認めて讀會省略可決確定と致します、酷暑の折柄でございますしまして皆様上衣をお取りになつても結構でございますから――お樂々にお脱ぎ下さい、吏員諸君もどうぞ暑さの折柄
lieは

(40)

日程第四、私設下水道掃除料徴收條例案
之亦朗讀を廢しまして民團長御説明を願ひます。
○民團長（白井忠三君）
本案は古い方は御承知かと存じますが當地に清潔令――野田順治君御經營の清潔令と云ふのがございまして、私設下水の掃除とか便所其他の清潔を專業として居られます、處が兎角下水管が詰つたり色々故障がありますと民團の保淨課に電話が掛つて参ります、其の都度適當なる處置を取つておりますが其處は公設下水道であると致しますと民團の下水ですから民團としてほつておけないでやつております、其の結果民團では料金を頂戴する事が出来ないうで無料ですつて上げております、そうすると清潔令で頼んでお金を出すより民團で無料ですつて頂く方が宜しいといふ事で清潔令のお仕事を壓迫する取り上げてしまふような形になります、野田氏の方からも色々苦情が出ましたので民團の方でも考へまして公設下水道は元より掃除致しますが、私設下水道迄無料で掃除するのは矢張り範圍が越えておりますので斯う云つた料金を定めまして、私設下水道の掃除を頼まれた場合は料金を頂戴する、一面に於て民間でおやりになつてから仕事の迫害をしない意味で一回に付き銀一弗、下水の長さやら詰つた状態で安過ぎる時もあるし高すぎたりしますが細いものは面倒ですから一回に付き一弗、居留民各位も出来れば成る可く民間の専用のお仕事になさるうにして頂きたい其の意味で提案致した次第であります。

○佐藤政作君
之は寧ろ無料といふ事にはどうですか習慣になつてゐるんですから一今更一那やるのは可笑しい、個人の家は別だが建物會社とかいふものは月に何回會社から出すと云ふ風にして初めから民團の保淨課から、月に何回か掃除に來るといふ風にするのが公衆衛生上當然ぢやないかと思ひます、兎角建物會社にあの宮島街から私設胡同があります月一回は衛生上の見地から掃除をしてお金を取るのは建物會社と契約して、民團で月に一回掃除して頂く事が當然ぢやありませんか、

〔個人で出したら良い〕と呼ぶ聲あり〕

○副議長〔龜澤省朝君〕

其の他御質問はありませんか。

○佐藤政作君

私設胡同の下水は決して完全ではありません、夫れは始終二圓や三圓やられます。

○副議長〔龜澤省朝君〕

賛成多いと認めまして議會省略可決確定と致して宜しうございますか、では可決確定と致します

日程第五、埠頭用地中買収交換及譲渡ニ關スル件

之を議題に致します、民團長御説明を願ひます。

○民團長〔臼井忠三君〕〔登壇〕

先刻の事務報告にも申し上げたように我が民團の埠頭築造以來十數年殆んど利用されていませんでした埠頭用地が白河の状態の良化と時世の影響で十二分に利用されました事は結構でございますが御承知の如く福島街から大和街迄は埠頭の全長の約三分一であります、此の部分は大多數が支那人の所有地でありまして、之を埠頭として完成しますのは只今の家屋を約四十尺切り取りまして道路を設け、河岸迄荷置場に致しますれば初めて埠頭全部が完成するのであります、四十尺丈買取り奥を其の儘にして置く事は不利益だから十二分に利用するには奥の奥の開口大衛と名前のついております少し大きな胡同迄の間を、民團が埠頭用地として買収する之は埠頭築造する時同時に決議されていたのでありますが、如何せん白河が悪化しまして船の廻航が難しくなつたので埠頭の利用が出来なくなつて其の儘今日迄放任されたのでありますが、只今申し上げますように我が日本租界の埠頭用地も十二分に今は利用される状態になりましたので、此の機會を利用致しまして福島街から大和街迄の埠頭用地の整理の實現を期したいと思ふのであります、付きましては不動産の得喪行為は一々民會を開かなければなりません、斯様な特定の問題でありますから一括して此の大體を參事會に民會の一々の買収譲渡或は交換といふような事を御委任を願ひたいといふ主旨の提案でございます、元より譲渡價格、買収の値段、或は交換の場合の相互の間の決定價格の一々は民團の不動産評價委員會でございますから此の委員會に査定を願つて其の

價格を決定して頂くといふような意味で提案したのであります、之は福島街から橋立街迄、橋立街から大和街迄の二つのブロックになつておりますが、福島街から橋立街迄は既に譲受けの希望の人もあるであります、夫から先の方は判つきり定まつておらないが前年二十數萬圓はあの地點に民團が買収を終つて居る部分もあります、従而將來第一に橋立街迄の整理をしまして夫から其の上は、或は譲受希望者の如何に依つては本年度に終了致しません、前年度の解決が延びて行くといふ事になるかも知れませんが取敢へず此の御決議を願ひますれば、此の決議に依つて整理をしたいと考へたのであります。

○森川照太郎

其の交換をするのは日本人ですか、支那人は交換が出来ないのですか。

○民團長〔臼井忠三君〕

將來民團で交換し得る土地といふものが之は今民團が持つて居りませんが、將來共益會から有る口を譲受けるのですが非常に少いのです、漸く今残つてゐる口が日本人五筆で持つて居るが、餘り夫れと差の無い時――

支那人の希望に應ずるといふと土地がないのであります。（異議なし賛成）

○副議長〔龜澤省朝君〕

では賛成多數と認めまして可決確定。

○佐藤政作君

之は此の問題とは違ひますが、埠頭に關しておりますが、福原が彼處のバラックの建物を日本人に譲渡するような事が出来ないで、支那人に譲渡して脱けようとして居るが民團側で至急お取調べになつたら良いと思ひます、御參考迄に申し上げておきます。

○民團長〔臼井忠三君〕

此の事は大部前ですか耳に致しましたので本人を呼出し嚴重に調べました結果、譲渡して呉れと云ふ希望は聽いて居るが自分の方は斷じてそんな事は致しませんと謂ふ返事を聞いております。

○副議長〔龜澤省朝君〕

外に質問ありませんか、夫では賛成多數と認めまして議會省略可決確定と致します、夫では。

日程第六、財團法人天津共益會繼承ニ關スル件

期讀を廢しまして民團長より只今説明があります

○民團長〔臼井忠三君〕

前通常民會に於きまして財團法人天津共益會解散後の事業を繼承すると云ふ事に付きましては愈々其の時期に達しましたので繼承の手續並に繼承後の方針といつた事を先ず以て御決議願ひまして、逐いで次の日程に於て其の豫算の御協賛を得る次第であります、愈々八月一日現在の資産負債は其の儘民團に繼承致します事にしたのであります、之は監督官廳から本省に御請訓の結果包

(45)

括し一括して解散の當日に民團の方に繼承をさせると云ふ御命令も參つておりますので、之は民團長と共益會の清算人との間に御契約を結ばれまして八月一日現在の負債資產を繼承致す事にしたのであります。財産の所有權移轉登記は法律に依りまして清算期間と云ふのがありますので、其の清算期間を終つた後に移轉登記は致す事にしたいと思ひます。其の他は別に變つた事はございませんが、民團の事業の繼承されました後の各種の從來共益會がやつて居ります仕事の規定、規則と云ふものは大部分は民團では條例と改めなければなりません。其の意味に於きまして第六の項目に於て之から十々に至ります規程は或は條例と改め、或は中に理事會の認可を得べしといふ文句は民團長の認可を受くべし或は參事會に諮つて定むべし從來の共益會の規程が精神と目的を動しません範圍に於て條例の訂正を修正を私に御一任を願ひ度ひといつた事であります。同時に第一に共益會の機構の改革、豫算の問題と共に此の年度の中途半ばに於て機構の改革を圖り豫算の訂正をする云ふ事は實行上甚だ困難でありますから、一應昭和十三年度に於きましては從來共益會の理事會に於て決定しております豫算を其の儘踏襲致しまして、經營上の機構も其の儘にしておきまして昭和十四年度の新豫算編成迄に適當の機構に改正を行つて、民團内の機構にしますといふ事にして頂きたいと斯ういふ風に考へまして提案致しました次第でございます。

(異議更に無し)

○菊地新一君

(46)

共益會を此の臨時民會に於きまして民團に合併する事になりました事は民會議員として誠に慶賀に堪へない次第であります。茲て此の議案の第一項を見ますに、此の時期の問題であります。天津共益會の財務は居留民團長の財産でございます。斯うした事は孰れにしてもよい様でございますが斯う云ふ風な御方針の解散とか、斯うした行為が行はれる場合に於て後日何等か物議を醸さざる様法文の完璧を期したい此の意味に於て清算人と夫れから居留民團長の立合の下にと云ふ事になつて居りますが、共益會の代理人に付ては何か其の間他に考へられましたか。

○民團長(白井忠三君)

此の解散と共に共益會の清算人を監督官廳から御選任を願うように共益會から願書が提出されております。只今お話のように私が今迄財團法人共益會の理事長を致しておりましたが、清算人は普通の場合慣例と致して全部の理事が清算人になるのでありますが、今回の場合は多數の清算人を必要としないので出来る丈少數の清算人の御選任をお願いして、多分私で無い他の理事の方が選任されると思ひますが、其の方と民團長としての私の間の契約になると思ひます。

○植前 香君

民團長の説明になる理事の選任になると云ふ事でありますが、法律上解散する法人の清算人は理事が確に清算人になるといふ風に定つて居るものと私は解釋して居りますが、或る特定の選任があります特定のそう云ふものがない場合には理事即ち清算人になると思ひます、そうぢや無い

(47)

のですか。

○民團長(白井忠三君)

普通の場合はそうなつておりますが、特定の場合は清算人を選任して頂いて理事の中でも外でも選任が出来るようになつて居りますが。

○植前 香君

特定のさういふ物にはよく覺へて居りませんが、特定の物は明らかに公文が有る筈であります。理事會はさういふ權限を持たないと思ひます。理事の方から清算人を請願し得る、要求するといふ、よく御研究願ひます。

今の理事の選任の問題以外に私は前民會に於て此の財團法人なるものの解散が第一違法である、根本的に違法であるといふ事を指摘して置きたかつたので有るが口を封ぜられましたので其の機會を失つたのであります。現に民團長は共益會の理事長と同時に我が民團の民團長でございます。財團法人其のもの、解散に將來の方針の問題であります。之は根本的に無効であると云ふ事になりますと色々面倒な手續をして、一旦民團で引受けて又之を引受けると云ふ事が無いとも限らないのであります。其の意味に於て民會議員として此處に違法であると申すのであります。が從而無効であると存じます。已むなく天津日報の紙上を借りて且つて發表した事があります。内地の友人の辯護士に伺つた處が正しく違法であると云ふ回答を得ております。果して理事長である民團長である白井氏は其の後尙適當な御研究をなすかと伺ひたいのであります。

○民團長(白井忠三君)

私は暫く兩論共同して居ります。然し民團又は共益會の監督官廳である天津領事館の御解釋を元としまして、私共は此の解散の手續方法總て何等違法でないと云ふ結論を得ております。之に依つて進行して居ります。斯う云ふ風な問題に法律的な議論は色々出ると思ひますが、只今の私の信念は何等違法で無い合法なる行為であると云ふ事に確信を以て進んで居るのであります。

○副議長(龜澤省朗君)

其の他御質問ございませんか(異議無し)
御質問なければ御賛成と認めまして議會省略可決確定したいと思ひます。として宜しいですか、夫れでは日程第六可決確定と致します。

日程第七、土地購入ノ件

之を議題と致します。民團長御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 登壇

本案は偶々私から參事會に諮問申し上げました結果、私の考へて居ります目的の主旨とするよりは此處に書いてございますように、武德殿並に小公園の敷地に購入する方が參事會の御意向であり目的であると思ひます。從而豫算の天津共立病院敷地と云ふ問題は例つても宜しいのですが偶

(48)

々提案の順序が斯うなつて居りますので此處に示しましたが、天津共立病院は今まだ民團の經營になつて居りませんが共益會から八月一日に繼承される病院であります。處が事變以來病院の經營狀態は益々好轉を致して居りますと共に患者の數が非常に多くなりまして、常に入院患者の拒絕をしなければならぬような現狀から當事者の御要求で、是非本年四月一日共益會に繼承されると共に病院の増築をして頂きたいと思ひます、今の二階の部分を増築すると云ふ事で、本年度共益會の豫算七萬圓を計上して居る次第であります、偶々共益會を民團に併合するとも民團としましてはあの建物の上に七萬圓掛けて三階を増築すると云ふ事は、目下益々擴つて行く病院として考へる時、處も何にもありませんので彼處に増築すると云ふ事は甚だ面白くないのであります、出來れば此の際もつと廣い處に引越して從來の建物も病院としては不完全な條件になりますので、そういう考へから明石街二十四番地五の基督教會の隣りの地所でありすが租界内の土地で略々空地の狀態にありますのは彼處しかありません、大體の所有者は定まつて買収に應じて呉れそうな稍々廣い土地でありますので地主と交渉しましたが、大體譲つても良いと云ふ事になりまして此處に約八百坪ありますので、建坪五百、五階で二千五百坪の延坪、只今の共立病院が八百坪で今の病院よりは三倍位の共立病院が出来上るのであります、之を參事會に提案しました處參事會の諸君の御意見は折角引越すならもつと大きなものがよからう、そして測候所の隣りの發電所の跡を發電所を取毀すので病院を引越すなら彼處に以ていつたらどうか、當時の發電所

の跡には豫て體育方面の武德殿の新築を彼處でする事になつて居りますので、敷地を發電所一千五百坪に變へる事に致しましたのであります、そして武德殿を明石街二十四番地に建て其の餘融の土地はあの附近の小公園にするをうして共立病院は發電所の跡に持つていつたら良いと云ふ之が參事會員の多數でありますので、議案としては明石街二十四番地の土地は武德殿と小公園に當てる、と云ふ御諒解の下に御協賛を願ひたいと思ひます。

○植前 香君

先程民團長が申される通り參事會は病院なら彼處が良からう、斯くの如き案は民會として寧ろ前つてしまつたらどうですか、病院の敷地又はと云ふのは割つて結構ぢやありませんか。

○副議長（龜澤省朗君）

すると修正案ですか。

（原案可決「賛成」と呼ぶ者あり）

○植前 香君

參事會に於ける民團長の説明は此の土地は他にも買手がつて居たのだが特に誰方が非常に此の土地の買賣に於てお骨折り下さつたかお名前を伺ひたいのですが如何でせうか。

○民團長（白井忠三君）

將來別に隠して置く理由もありません―遠山議長があの土地は支那人の所有者から管理を受けて

居りました、實は今朝二十三日附の手紙で病氣の爲に民會に出席出来ないが、新聞で見ると色々議論があるようだが成る可く民團で買ふのは止めて呉れないか、民團で買ふからといつて別に安い値段で押しつけるのぢやないが正味百圓坪と云ふのは安い値段ぢやないのであります、夫れで地主を解きつけて呉れるといふので民團が買ふといふので非常に安いといふ風な理由ぢやなく又彼處の土地で百圓は決して無理な押しつけ値段でないであります、民團で借らねばもつと高く先生の方では買れるかも知れませんが―斯ういふ經路であります。

○植前 香君 判りました

○副議長（龜澤省朗君）

外に質問ございませんか。

○早瀬精一君

此の際租界内の空地を民團の土地にすると云ふ事は喜ばしい事でありすが、就きましては發電所の跡に病院を建るといふ事になりましたが學校の隣りに病院は如何かと存じますが此の點御考慮願ひます、管外地の埋立地にでも伸び／＼とした處に病院等は建てたら如何なものでせうか。

○菊地新一君

病院の事で思ひ出しましたが、共立病院の敷地を問題として私は意見を申上げておりませんが、斯う云ふ敷地を買ふ餘融があれば私の希望としては、現在の租界の衛生狀態から考へまして療病院が現在の如き狀態であつては、傳染病は猖獗を極め人も足りないといふ衛生員の總動員で其の防禦に努めて居る次第であります、相當租界の内外の收容者もあるし扱て之を收容すると云ふ段になると療病院の狹隘の爲に收容し得ないと云ふ狀態になります、少く共法定傳染病は事の如何に關らず收容し之の設備をしなければなりません、民團として之は重大な問題でありますから―私は租界の空地がないからと思つて居りますが、斯ういふ空地が有るのですから、一歩進みまして此の際療病院の移轉とか敷地の擴張と云つたような色々な事實に付いて、現在どういふ心境で居られるか民團長に伺ひたいと思ひます。

○民團長（白井忠三君）

今菊地議員の御心配の問題は實は豫算案の處で説明申し上げたいのですが、約六百坪の内延坪四百坪を共益會が買つて呉れました之が療病院の病院として使ふ事になつて居ります、此の修繕費等は豫算案の時に申し上げます。

○菊地新一君

夫れぢや其の時に私は申し上げませう

○副議長（龜澤省朗君）

他に御質問ございませんか。

○民團長（白井忠三君）

早瀬議員の御意見大いに御尤もであると考へますが、私は此の席上詳しく申し上げ兼ねますが管外地經營の方針につきましては軍當局と目下支那の市政府が企圖されて居ります、將來民團共益會が考へて居ります此の考へで管外地の經營されて行くかといふ事に多分の疑念の點があります旁々共立病院の方は何病室かの増築をしなければならぬに延ばして居ります、豫算は民會にお諮り致しますが豫算の方法がつかまじたら發電所の跡に直に着手して置きたい方針であります申上げておきますが四十萬乃至五十萬之を民團が一時に借金すると云ふ事も出来ませんので、建物會社の月賦建築同様な方法で東拓の月賦建築を立てまして二十ヶ年の年賦で月々の収入から拂つて行く目下此の交渉を致して居ります、委員會で成案を得ましたら臨時民會を開いて發電所跡に直に着手したいと存じます。

○鹽谷信治君

只今民團長のお話に共立病院の擴張は共立病院の収入に依つて拂つて行くと云ふような大體のお考へのようでございますが、私は且て共立病院を共益會が送ると云ふ案が出ました、租界が今日の發展に於て今後の病院の施設と云ふ事は非常に結構な事でありまして又内容の充實する事も非常に結構であります、夫れを行ふ事に付しまして今一應考へなければならぬのであります、共立病院の赤字が消されつゝある最も良い時期であつて、議論を拜聽する自分にも懸る病院を租界が立てる以上は、病院の収入に依つて此の病院を經營するなら間違ひであります(賛成)内容を充

(54)

(53)

實した病院を經營するには他から捻出する考へがなくては意義ないのであります、今又、共立病院が狹隘を告げ擴張すると云ふ事は誠に結構でございますが、其の擴張の費用を収入の内からと云ふお考へは更に財源のない事であり反對でございます、若し共立病院に収入があれば共立病院の内容充實に上げて貰ひたい、將來病院を擴張すると云ふ費用は他から捻出して頂き年々之から注ぎ込むと云ふ事に付ては考慮して頂きたいと希望して居ります、其の邊の事は民團長克くお考へ願ひたいと存じます。

○民團長、白井忠三君

鹽谷さんの御意見は且て理事會でも伺つて居りまして至極御尤もなる御意見だと存じます、只今民團が共益會併合の財政の上に一番心配なる事業は教育事業費の捻出であります、病院と云ふ事も教育といふ事も孰れが先と申す事は難しいのであります、實際問題としては共益會併合後の第一に行ふべき事は教育事業の完成といふ事にあります、従つて學校の増設といふ事に付いては多分に經費を要するのであります、是らの施設が一通り行き且ります迄は共立病院は二萬五六千圓毎月五千圓以上の建築費の月賦に収入金から拂つて居りますが、少し病院の診療料を上げる藥價を上げるとかいふ事は出来ませんが、新しい病院の新築をして機械設備其の他は加へ年々も病院の内容を良くして行けると思ひます、収益の全部を改善に費ふと云ふ事も稍遅れる事ですし共益會併合後全體の上から考へまして、元より教育、衛生此の方面に力を注ぐが當分はどう

もそういう風に行かないと思ひます。

○鹽谷信治君

御尤もな話と拜聴致しました、然し方針は前以つて建てなければならぬのであります、やり繰りは致し方のない事かも知れませんが、濟南に於て大きな病院を持つて經營に困つて居ると云ふ事もあります、病院の經營を知らない爲に――之はお考へ願ひます。

○志村正三君

只今鹽谷君から屢々尤もなお話がございましたが、病院の經營と云ふ事に付しましては私も理事になりまして、共益會の理事會にも申上げましたように充分覺悟がなければならぬ鹽谷君と同じ意見述べた方でありまして、病院經營と云ふものは大きくなれば大きな程補助なくしてやつて行けるものでありません、現在の大きな東亞病院が手頃の病院で、算盤玉を弾いて、之を四十萬五十萬の金を掛けてやつて收支償ふ處の赤字を無くして黒字を出す事は根本から誤つて居ります、此の病院を立てる財源を覺悟の上でなければ將來非常なる怨みを殘す懼れがあります、民團長のお話に教育費に非常なる金があるが斯う云ふ風な不安があつて建てする事は共立醫院の大きな無謀であると思ひます、餘融があつて初めて病院の金を出し得るのでなくして初めから補助が出来るといふ覺悟がなければ着々進めて行くといふ事は甚だ危険であります、經營といふ事に携つた者は同じ意見であつて又事實でもあります、病院を民團が經營すると云ふ事は非常に難者と

(56)

(55)

いふ奴は我健な者が多いので、民會乃至民團の人が意見の衝突をする、斯ういふのが行きましたもすぐ出て来る、病院は立ち行かなくなつて行く現在事實でありますから、特に病院の經營と云ふ事に對して計畫を立て、着手する事が非常に危険が無くして結構だと思ひます。

○榎前 香君

私は此の機會に將來實施されるであらう此の問題に付て私の資格から此の際希望を述べさせて頂きたいと思ひます、今や北支の状態は圓弗バーになり殆んど通貨の上では日本と同じ状態に置かれて居ります、のみならず日本人はどしどし進出して各沿線鐵道の沿線に活潑に集中しつゝあるのであります、斯う云ふ場合將來は日本と同じように爲替の管理消費の節約と云ふ事を實行しなければならぬといふ事は素人乍ら考へております、此の際急がない仕事を金があるかい使ふといふ事で無く、成る可く緊縮した状態に財政を膨脹させないといふような氣持で以て民團の財政を切り盛りして行かねばなりません、土地の買収を反對するのぢやないが、然し居留民の負擔を軽くする詰り彈力を持たして置く、一朝有事の際には餘力を發揮せると云ふ意味に於てなさればなりません、民團の財政は益々膨脹する丈ですが自然増収もありますけれ共重い税を課税されて不平を云つて居る人も多いと思ひます、私は成る可くそういう意味に於て節約もするし、餘り急がない仕事に金を費つたらいけない、金を残すと學校等の補助の問題に寄附金が貰へないのぢやないかと云ふ意見もありますが、私はそういう風な若し餘力があるならば一人天津のみの發展、天

津のみの幸福福祉を考へず前線に於ける沿線の小さい村には……處があるようですが、そういふ民團で余力があるなら其の經費を掛ける事を少くして、寧ろ沿線の方に増して行く斯う云ふ風な氣持で國策の線に沿ふて行きたいそして、出來る事は後追しにして貰ひたい斯ういふ希望を持つて居ります、此の際特に希望を述べて置きます。

○副議長（龜澤省朝君）

其の他御質問ありませんか（異議無し）

夫れでは御賛成多数と認めまして日程第七議會省略可決確定と致します。

日程第八、武德會補助金ノ件

民團長御説明願ひます。

○民團長（白井忠三君） 登壇

前の議案の時でありましたか武德殿の新築とあります事は、過去の天津共益會の柔道部劍道部の方々が、色々御計畫になりました武德殿建築資金として一般から寄附を募られた金が三萬六千圓になりました、之が體育會の解散共益會の合流といふ事に依りまして今共益會の體育部に其の金が保管されて居ります、遂で之は民團に移つて來ると思ひます武德殿と云ふものは武德會の支部が出來て初めて武德殿といふ稱呼を持つ建物が出來るのであります、武德會の支部の無いものに武德殿が出來るといふ事は稍違例であると言ふ事でありまして、で最近に於て武德會支部を當地に

創らうと云ふ議がまとまりまして會員を募つたのであります、武德會支部と云ふものは一定の寄附金が出來て初めて本部から許されて設立されるのであります、當地に於ては三千六百圓の武德殿建築資金も集つて居ります旁々違例を以つて支部の金額たるようにお話が出來て居ります、付きましては武德會が出來ましたら當分の間武德會の基本財産の出來る迄毎年二千圓の補助を民團からお願ひしたいといふ話がありまして、本年度は丁度過ぎて居りますから後の分として一千四百圓、支部の認可がありましてと設立の會を開くのですが此の際内地から師範の方々が來られます支部創立の發會式と云ふものを開きます費用の一千五百圓、併せて二千九百圓本年度寄附の願ひをしたいといふ指示を受けまして此處に提案したのでございます、之は他の共立學校の補助金とか在郷軍人會の補助金とかいふように明年度以後も二千圓づつの補助をするのであります、毎年二千圓の補助も今申す様に案外早く基本會員が出來れば其の補助金は減る譯で旁々十三年度分丈の提案をしました、從來の體育會でやつて居ります柔道部劍道部の補助金は此の補助金で保管されましたから、體育會の費用として共益會が計上して居ります、受験料の三弗の費用は要らなくなり將來民團に共益會の體育部が移つて來ます場合、柔道劍道は武德會財球部、庭球部、水泳部、スケート部斯う云つたものの補助金を民團の方で計上すれば良いと考へて居るのであります、時節柄此の武道獎勵といふような事は國民の體育向上といふ事から厚生省が力を入れて居る民團としても緊急已むを得無い事として提案した次第であります。（賛成）

○副議長（龜澤省朝君）
滿場一致賛成と認めまして議會省略可決確定と致します。

日程第九、居留民團金庫設置ノ件

民團長御説明を願ひます。

○民團長（白井忠三君）

本案は民團長就任の翌年の民會で民團の機構の改正と共に、斯う云つた金庫設置と云ふ問題も考へねばならないと云ふ事もお約束致しましたが、色々な事情で本日迄遅れて参りました、漸く朝鮮銀行と天津銀行と略々下相談が歸りましたので提案して御賛成の上は直に民團の金庫として兩万をお願ひ致します、從つて公課金は元より一面こちらから徴収も致します、が成る可く除々に納付制度にして銀行の窓口に行つて課金を納めて頂く、又民團の窓口の徴収の方に金を受け取つて頂く除々に納付制度に改めていつて民團の會計の方を改めたいと思ひます。

○植前 香君

一寸私聞いておきたいのですが、共益會の中に復興資金として約二十萬圓ばかりの金が定期預金となつて居るそうですが、將來民團と合併した場合斯う云ふ風な物はどう云ふ風にするのですか。

○民團長（白井忠三君）

後の豫算の特別會計の處にありますから。

〔進行〕と呼ぶ者有り）

○副議長（龜澤省朝君）

夫れでは御賛成と認めまして議會省略可決確定と致します。

○森川照太君

此の次ぎの三案は共益會の問題ですから、三案を一括して議題にして頂きたいと思ひます。

○副議長（龜澤省朝君）

夫れでは第九可決確定と致します、では日程第十、十一、十二は便宜上一括致します、御異議無くば上提致します。（異議なし）

日程第十、居留民團立學校授業料徴收條例案

日程第十一、居留民團立學校職員手當支給條例案

日程第十二、居留民團立學校職員旅費支給條例案

民團長から御説明が有ります

○民團長（白井忠三君）

本三案は先刻財團法人天津共益會繼承ニ關スル件と云ふ議題の時に申し上げましたように、民團の經營に移りますと共益會當時の法規其の儘では都合の悪いものもあります、十七項目を計上しましたが、共益會がやつて居る學校に關する各規則と云ふものは共益會が作つたもので無く文部

省令に依つて出来たものであります。此處に於て諸費が出来ましたが各規則の中にあります授業料を徴収する事や、學校の職員の手當、旅費の支給條例と云ふものは各……としてで無く民團の條例として此處に豫め提案したのであります。内容は從來共益會がやつて居る通りであります。

○早瀬精一君

學校と申しますと從來中等學校の先生方を一様に見て旅費規程通りして居られますか、幼稚園の保姆も初等科の教員も中等教員も一緒なら不足の點は無いでせうか、此の點を僕は御教願ひたいのですが。

○民團長（白井忠三君）

御意見大いに參考になる事と存じます。之は検討して來ます間に現在の情勢から考へまして、民團吏員の釣合から色々改むべき點があるように考へます。一應此の儘踏襲致しまして來年度から適當の改廢を願ひたいと思ひます。

○早瀬精一君

夫れでは御參考迄に宿舍等の例へば小學校の首席訓導と中等學校の首席訓導とが同じ軒を並べて住まはれると云ふ事は當を得て居ないと存じます。同じ獨身の者である故に小學校の教員も女學校の教員も獨身のアパートに入る、小學校の教員も女學校の教員も給料から三十圓に十圓とか十五圓とかに減らされると云ふ不合理千萬な話であります。立場に依つて非常に良い人も有るが教

(62)

(61)

職員邊り是不公平な扱ひを受けて居ります。上の仕事の人も同じ様に扱つて同じ住宅に入れるといふ事は思想上、教育して行く上に於て非常に注意して頂きたいと存じます。中等教育の先生の處には生徒が押しかけて來ても、獨身アパートには小さな子供が來る此の點を殊に御考慮を得て頂いて不足不滿の無い様に次年度からして頂きたいと存じます。商業學校の先生邊りは小學校に比べて非常に給與の點が安くなつて居ります。平均しますと二十圓位の一人に差が有ると云ふ事を嘗て聞いて居ります。之は商業學校の先生から聞いたんぢやないのですが、軍隊の如きも准尉と少尉と階級の差がある如く夫れ夫れ向き／＼の官舎に入り宿舍でも自から變つて居るのであります。どうぞ此の給料の平均、年齢の差とか乃至一人者の場合、家族持の場合と考へて公平に扱つて頂きたいと云ふ事をお願い致します。

○副議長（龜澤省朗君）

他に御質問ございませんか（「異議なし」と呼ぶ者あり）

夫では三案を一括致しまして日程第十、第十一、第十二讀會省略可決確定致します。

次は日程第十三であります。續行しますか——では休憩にします。十分間休憩致します。

○午後十時三十分再開

○副議長（龜澤省朗君） 登壇

では之より再會、會議を續行致します。

日程第十三、昭和十三年度居留民團歳入出追加豫算案
少し間違つた所でございませう——此の表題の處に第二部と分ける爲之を第一部と御記入願ひます。夫れでは民團長より御説明があります。

○民團長（白井忠三君）

只今議長からお話のありましたように、之は一寸吏員の方の手落ちでございしますが、實は昭和十三年度居留民團歳入出追加豫算案と云ふ方にあります方は從來の民團の豫算に追加豫算として計上されたものであります。三枚後の昭和十三年度天津居留民團歳入出追加豫算案は此の表の表題は取り消して頂いて宜しいのですが歳出の方にも歳入の方にも第一部第二部と云ふ風に書いて居りますが、第一部の方は從來の民團に對する追加豫算案、第二部の方は從來の共益會の歳入出の經常豫算案であります。民團の方から説明申し上げますと、歳出の方で繰越金二十萬一千四百〇弗と云ふものと、國庫特別補助金第四款とありますが支那事變に依りまして民團が蒙りました損害なり豫算の支出に國庫補助金を貰ひます之を合せて計上してあります。總計一百五十四萬九千一百三十一弗之は泰の通常民會で御協賛を得ましたものと、只今の此の二十一萬五千一百四十弗を合計した次第であります。歳入に對する歳出の主なるものは先刻申し上げました土地の買収と衛生費の増加であります。之は大部分が防疫費が大きな費目であつて現在虎列拉の流行に對する費用

(64)

(63)

であります。大體詳しい内容で申しますと臨時部で土木費、之は御覽の通り元の共立病院の處が取毀されて常盤街を貫通しまして榮街の公園のようですが、道路があれ大體公園の方が引つ込んで居りますが、共益會から土地が移譲され、更に之もまだ共益會から移つて居りませんが、共益會から土地が移譲され、同時に取毀す管外地の宮島街と福島街との間、海光寺運河の沿ふた處貸住宅七十戸になります。か八十戸になります。かばかり判りませんが少くとも六、七十戸あります。貸家の周囲の道路は直に本式の道路に作りましても陥落する恐れがあります。此の豫算を三回加へまして三萬七千九百弗、道路擴張費と云ひますのは日本人が支那の家を買取られましたに依つて改築を致してゐますが、道路擴張の民團希望を領事館にお願ひして、擴張道路の幅員を館令に依つて定めて頂く事になりました。委員會は通常民會でも申し上げましたように支那側の道路計畫の成り行きを見てから定めようと言つてまだ定つて居りません。從來の案として定つて居ります道路擴張をすべく、そういった場合に一々交渉致しまして新地主が住宅を得ました限り從來の案である擴張線迄家を引つ込めて建て、貰ひます。其の場合家屋の補助を致します又場合に依つては土地の補助をしなければなりません。そういった豫想で一萬弗の計上をしました次第であります。水道費之も管外地水道管の敷設費であります。衛生費家屋改造費同じく療病院の中に不完全な部分があつたが夫れを改造致しました結果約七室の病室が増へました。夫れと分院を南門外の商開競馬場の方に曲ります一寸先ですが此方から南門に曲つて左側六百坪、地

下寮附二階建の家屋を共益會の方に買つて頂きました之に分院を使ふ、更に修繕費を加へた金額が附加へてあります、第九款が御協賛を得ました武徳會の寄附金であります、第二款には事變費、時局の前途また逐き予國庫補助金一萬五千圓ありますので加へて計上致しました、第三款土地買収費之は先刻の土地買収費であります、大體は八百四坪幾らで八萬弗内で済むものですが、之に若干の立退料とか色々な事の費用に或は要するの判りませんので八萬二千五百圓計上致しました、只今報告しました事變費の第二款は第十一款の誤りで、土地買収費第三款と申し上げましたのも第十二款の誤りであります、第十三款防疫費二萬五千圓之は主として虎列拉豫防の臨時雇員、看護婦、其の他防疫員で民團本來の豫算が二十萬三千七百圓あります、夫から第二部の共益會の豫算は先刻申上げたように一々説明申し上げますと非常に長くなりますので大體を申し上げたいと存じます、理事會で御決定の豫算を其の健踏致して居ります、付きまして只今迄の共益會として支拂られた、六月三十日現在に於ける共益會の歳入出の實際に拂つた別當を參考迄にお手許に配布した次第であります、後は御質問に依つてお答へしたいと思います。

○森川照太君

第二部も議題になつて居るのですか。

○副議長（龜澤省朝君）

取散へ予一部丈——議事日程の方には一つ丈出してありますから、

○森川照太君

第二部と一緒にしなければならんと思ひますが——第一部と第一部と上提したものが日程第十三です。

○副議長（龜澤省朝君）

第一讀會ですから取散へ予總體に質問願ひます。

○菊地新一君

第十三年度居留民團歳入出追加豫算案の臨時部第七款衛生費一萬八千四百弗家屋改造費とされて居ります、夫で其の内容を伺ひますと療病院の分院を改築する費用と云ふ事でありました、一萬八千弗出して南開大學方面に設けた分院坪数が六百坪と申します、之は一時的ですか永久的ですか。

○民團長（白井忠三君）

買ひ取りましたものですから永久的のものになるんですが、直に彼處に療病院を以て行くと云ふ事は確定して居りません、只今軍の方では使用方針が變つて軍病院を擴張する意味に於て療病院を南開懷德里の方に新築しないと如何ん、從來の療病院はどうなるかといひますと之は結核療養所と云ふようなものになるだらうと存じます、療病院の軍の方でお使ひになつて居るのが還して頂けない、狭くてたまらないので共益會の方で實費診療所に用ふと云ふ下で買つて貰つたのであ

ります、併合後は療病院の炊事場、看護婦の宿舎になつて居る部屋を結核療養所の療室に改造致しました、炊事場・風呂場・看護婦室を改築しまして療病院の方で七室増へました、療病院は大きな部屋が二十室あります、少しく仕切れば三十室位になると思ひます。

○菊地新一君

私は病院を設立するように森川さんが參事會長中に南開大學方面に土地を購入されたようですがそいふ風なお考への下にお買上げになられたのですか、どうですか。

○民團長（白井忠三君）

之は殆んど療病院の敷地としては適當でないといふ事に定まりそうです、私は買入れた土地の隣に三萬坪程の小路を買入れましたが、軍の内命でありまして他へ移らなければなりません、今の都市計畫では住宅地區になるそうです、全天津の都市計畫が定まつた上で考へたいと思ひます、避病院が衛の眞中にあつては差支へるのでありますから、何とか相談を定めたいと思ひます、今の處では彼處に建てる考へはありません。

○菊地新一君

御尤もな話です、病院の施設に關する年來の御方針は良く判りました、御承知の如く虎列拉の猖獗に對し一刻も早く病院を設置するのは希望する處であります、參事會は一方從來の事も考へまし

て此の邊り見當にと云ふような事迄お考へになられて——相當な御方針でもございますならば其の都度申告なさいますして療病院の敷地に替へてしると思ひます、然し夫れ以前に收容しなければならんといふ傳染病患者の部屋が療病院にはないのであります、之は居留民に對して甚だ申し譯けない事で其の療病院の敷地問題に付ては其の内容の事實と云ふ事に對しても深く考慮して共立病院を完成する以前に療病院を充實して頂きたいと思つて居ります、北支の情勢はどん／＼變つて來まして吾々日本人も急に増へて參りました、日本租界の隣接した處に適當な處がございしますれば一千坪乃至五千坪位此の周圍は住宅地で相當の敷地の大きな處を定めて着々進まれん事を希望する次第であります。

○副議長（龜澤省朝君）

其の他御質問ございませんか。

○早瀬精一君

此の機會に申し上げて置きますが、道路の擴張に旭街の人道が一部陥落してゐる箇所があります、至急補修願ひます、御參考迄に申し上げます。

○菊地新一君

土木費の事でございますが、之は森川さんが參事會長の頃にも申し上げて置きましたが、成る程

幹線道路と云ふものは立派に出来て居りますが、然し一方私設胡同の方に入つて来ますとまた完全には足りないものがあります、あゝした立派な道路がありまして私設胡同に入つた處に非常に不愉快な處があります、衛生上の見地から見まして一日も早く之を幹線道路にして頂きたいと存じます、私設胡同であります以上民團でやる事が出来なければ地主と交渉されて、そうして此の幹線道路の時間と餘り違はないように幾分共早く此の方面の仕事をお願いしたいと存じます。

○古田治四郎君

問題が違ひますが此の際特に警察當局と御協議の上お取願ひたいと思ひます、夫は營業自動車は道路を我がもの顔に放置されてあります、あゝ云ふような事は民團の方と警察當局と御協力されまして道路上に放置される自動車を取締つて貰ひたいと存じます。

○早瀬精一君

もう一つお尋ね致しますが、現在の租界下水工事の排水ポンプは非常に雨量の少かつた昨年以來のものでありますが、今日の如き雨量で租界の如きは踵も入つてしまふと云ふ現状であります、新に計畫とか方針とかございますか――聞いて見ますと道路は河状をなし七、八寸の水が溜つて居たと云ふ事でありまして、どうぞ之に對して何か御計畫なりお考へがございませうか、御伺ひ致します。

○民團長（白井忠三君）

私も先だつて二晩續いた大雨に就而は心配致しましたが、雨量は三千年振りと云ふ非常に大きなものであります、夫れで一部日本租界で無く英佛租界迄海光寺運河の水位が一變に高まつたと云ふ事でございまして、海光寺運河は常に一定の高さに仰筒で低めてあります、雨水は海光寺運河に流れ出すがまだ装置は日本租界は完全でありません、英佛租界も海光寺運河に流れ出して居ります、然して十尺、十一尺五寸の高さの大きな水の量であります、或處迄道路に逆流をする様な形になりまして英佛租界の道路は水がついたのであります、爲に私の方は係の者で住吉街、橋立街の仰筒は全力を擧げて運轉を致しましたが海光寺運河の水位が高い爲甚だ成績が良くありませんでした、海光寺の上にあります閘門が當時閉めて置く方が海光寺運河の日本租界、フランス租界、英租界の水位を低める爲良かったのであります、即ち上流は十一尺五寸、下流の方は十尺、夫れであの閘門を閉めて置きますと水位が夫れ程高まら無いであの程度で漸く済んだのであります、橋立街の下水の改良はまだ完成して居りません、各道路の雨水樋が足りませんが出来れば道路面の排水が、――住吉街の仰筒所は從來完全に出来て居ればあれで良いのですが下水管が完全で無いと云ふ状態から地下水の下水に潤み込むのが相當多いのであります、春の通常民會で此の御協賛を得ました仰筒を一台据へる事になつて居りましたが時局關係でまだ仰筒が出来ませんもう少し住吉街の仰筒所が良くなり租界の水のつか無いようにすると云ふには大きな費用をかけてしないと完成せず、尙仰筒を改良した上で更に改良しなければならぬと存じます。

○植前 香君
一寸御伺ひ致しますが、先日の大雨の降雨量はどの位だつたのですか。

○山本技師

あの一日の降雨量が一二、三、短期間の降雨量を申し上げますと夜の一時四十分から朝の七時二十五分迄降り、一時四十分から二時迄四、四、一番多量なのが二時から三時迄七十六、三時から四時迄三、八、四時より五時迄が八、九、五時から六時迄一九、二、六時から七時迄が四、八、夫れから後が五、二、二の降雨を見ました。

從て今の強さから申しますと七十六、二、二の最高であります、もう少し短い時間を取つて計りますと二時から二時半迄に六十八、二、二の最高であります、ついでに一寸申上げておきますが、從來の日本租界の下水は恐らく一時間三十五、二の計算で計つて居りますから一時間五十、二の降雨のある場合は現在の下水道では不完全なものが多いいのであります、今後の計畫は一時間五十、二の豫定でやつて居ります、外國租界でも五十、二を豫定にして居りますから間違はないと思ひます、一時間七十六、二、二時から一時間で一百三、二と云ふ斯う云ふような違例の場合には洪水するといふ事は恐らく絶體に避けられない事だと思ひます、之を全然洪水しないようにするには非常に不經濟な金額を費はなければならぬ事になります。

○植前 香君

三十分間に六十八、二のレコードは大して大きなレコードぢやないと思ひます、之は充分に諸施設の操作が悪い注意が足りないと思ふ、僕は早くから獨逸租界の仰筒所の管理の事を承つて居つて要するに現在が良いと思ひますが、彼處の陸道の水門を避けない事には洪水する恐れがあると云ふ事であつて、成る可く早く向ふの獨逸租界の仰筒所に運行導引しても宜しい、管理權を掌握する事にして貰ひたいと思ひます、橋立街の仰筒所の方は發電所の時代にはスイツチを入れられないといふ場合がありました、現在は電業公司から電氣の供給を受けて居るか、どうなつて居るかお答へ願ひます。

○山本技師

後の問題がら申し上げます、橋立街の仰筒所の問題と發電所の電力が日本租界の收容性に、當時兎も角も殆んど一杯であつた爲に急にあの仰筒を架ける事は出来なかつたが、現在はスイツチが懸つて居りますから何時でもかけられます、此方からは係員が之に付き切りで住吉街を見て、橋立街へ行くと云ふ、時間を要しないで何時も橋立街の仰筒所でスイツチを切替るといふ風になつて居ります、時間の上では随分やつて居りますが尙充分氣を付ける積りで、橋立街の閘門に付ては現在支那の工務局で管理して居りますが、元民團に居りました小林君が市公署の技師になつて行つて居られますから、此方から希望を申し上げますれば如何様でも希望に應ずるようになつて居ります、橋立街の洪水は昨年の洪水の跡天津の周りは高いので、從つて天津市内の水は橋立

運河を通じて白河の方に水は行かなくなつて居ります、壱子運河に通ずる外側支那街の下水も入つて來ますので水位は上つて行きます其の時は海光寺の閘門は十尺三寸になります、壱子運河の通じて居る白河の水が非常に高い爲に潮の今日等は九尺もあり、夫で協定の水位は八尺ですから、彼處の仰筒所を働かせる依り外仕方がないのであります、自然流下は運河八尺でなければ動かず海光寺の閘門の處で八尺、白河の閘門で七尺ポンプを動して水位を現在調節して居ります先程民團長から御説明のありましたように各國租界の下水が壱子運河を経て來る爲、運河の水位が上つて來ます、一部は相當に出ますけれど大部分は白河の三台のポンプを動かせるが應急の部分がなく、海光寺の壱子運河の水位の方がずつと下つて來るのであります、大體の普通の雨に日本租界は困らないのであります、之は住吉街のポンプ所が彼處の運河の水を何處よりも先に水位を下げて呉れるのですが、此のように大きな水の閘門上の洪水を要すると云ふ事はどうしても避けられない事であり、

○植前 香君

技術上の話をして迷惑ですが、昨午一昨午二十分間に五十ミリ位と思ひますが、大雨が出た事があります、海光寺の日本人誰もが大きな二台のポンプを遊ばしていたので僕は怒鳴り込んだのであります、あのポンプを日本人が見廻つて貰ふ位の熱意が欲しいと思ひます、熱意を以てやつて貰へれば全然不足はありません。

○民團長 (白井忠三君)

私は植前君の御發言に對し警告を申し上げたいと存じます、三年前二年前の次第を以て現在の吏員の行動が不謹慎であるといふ事は甚だ以て遺憾であります、此の間の晩も吏員直に出動して兩方の仰筒所を見て居ります、二十分に五十ミリ降つたとか、しばしあると云ふ言葉は取消す意志はありませんか。

○植前 香君

しばしあるとは申し上げません。

○民團長 (白井忠三君)

然して夫れ程大きなレコードはありません、取り消す意志はございませんか、二十分に五十ミリ一時間一五〇であります。

○植前 香君

さういふ譯ぢやありません、降雨の狀態が――

○民團長 (白井忠三君)

今山本技師が三十分に六十八糎、六十糎位が違例である、貴方は違例でないと申されましたが、貴方が仰つたのが違例であるかないか私も專問でありませんし專問でありませんければ若し貴方の放言であればお取消しを願ひます。

○植前 香君

私は自身で測候所に行つてお尋ねしたんです、そんな大きな雨が降る筈がない然乍ら我々は何處迄も義務がといふ風に感じるのであります、自分は測候所に出掛けて行つて聽いて來ました、測候所のコーロをお使ひが屈けて一言の下に阻止された事も根據なくして言つてゐるのぢやありません、若し私の記憶違ひ數字の間違ひであれば取消し致します、何も出鱈目を言つてゐるのぢやありません、夫れから二、三年前の話を持出したと仰有るが其の當時の吏員に變りはありません、現に山本君も此の席に見えて居られます、最近の仕事は此の間に増へは致しましたが、さういふ事もあつたと將來に對する御注意を申し上げ希望を申上げる事も出来ないといふ事は絶體ないと思ひます、數字上の記憶違ひなれば取消します、私は只出鱈目を申し上げたんぢやありません。

○民團長 (白井忠三君)

もう一度申し上げます事は、貴方は專問上專問的立場から專問的の御議論をなさる時は確たる根據を以て發言せられたい、現在に於て二年前の山本技師が居つたぢやないかと仰有るが、

○植前 香君

民團長に言つて居りません。

○民團長 (白井忠三君)

民團行政前の前年の時であります、どうか古い御記録を辿つて見て下さい。

○植前 香君

私は決して白井民團長を攻撃してゐるのではありません。

○民團長 (白井忠三君)

私の責任です、貴方の仰つた事は私の監督不行届きです、仰筒所の監理人としては――

○植前 香君

而して來て居りませんでした、私が向ふに行つて見廻つたが――多分橋立街のポンプ所に行つて居られるものと思つて。

○早瀬精一君

三年前の事をお話になつてもどうかと思ひます、どうぞ議事の進行を願ひます。

○副議長 (龜澤省朗君)

外に御質問もございませんか。

○志村正三君

衛生費の問題であります、共益會が民團に合併後の衛生費之に對する何か御方針を畫てられて居りますか、特に實費診療所夫れからして今度合併する共立病院の先生に對して色々の手當其の他の點に付いて何か腹案を持て居られますか、此の點に付て腹案をお伺ひしたいと存じます。

○民團長 (白井忠三君)

前より私は非常に難しい問題として幹部の方でも考へて居りますが、之又十四年度の豫算方針に迄只今の處決定した方針を持つて居りませんが、決定した方針があれば参事會でなり何處でなり御伺ひしたいと思ひます。

○副議長（龜澤省朗君）

質問なければ第二議會に入つて逐條審議致したいと存じますが、宜しうございますか（議會省略）御賛成と認めまして、第二第三議會省略、議案第十三第一部、第二部一括して議會省略可決確定と致します。

○森川照太君

以下共益會を踏襲するものですから一括するか、實業復興資金、特別會計貸住宅、共立醫院も皆な共益會から承継ぐものですから其の儘承認する依り外ありません、夫れ／＼專問の方々に御意見なり機構の修正なりお考へがあれば御隨意ですが一括して上提して頂きたいと存じます。

○副議長（龜澤省朗君）

議事進行上に付ての動議ですが、今の動議に御賛成の方ありますか（賛成）夫では今の動議に對して賛成多數と認めまして。

日程第十四、昭和十三年度特別會計電氣歳入出豫算案

日程第十五、昭和十三年度特別會計實業復興資金歳入出豫算案

日程第十六、昭和十三年度特別會計復興資金歳入出豫算案

日程第十七、昭和十三年度特別會計貸住宅歳入出豫算案

日程第十八、昭和十三年度特別會計共立醫院歳入出豫算案

五案を一括して上提致します、民團長依り一應御説明を願ひます。

○民團長（白井忠三君）

日程第十四の特別會計電氣歳入出豫算案は御覽の通りですが、其の中特に御説明申し上げて置きたい事は電業公司から電力を購入して居りますが之に價格が今以て決定致して居りません、電業公司の申込みは一キロ二錢三厘でしたが共益會としては、電業公司が紡績會社に賣る値段を定めた上で、自分の方に賣る値段を定めて欲しいと希望して來ましたが紡績會社との協立が今以て出來ないのであります、從て此方も決定した値段が定りませんが、只今は一錢八厘と云ふものを使用量に對して毎年の支拂をして居ります、どういふ値段になりますか其の差額を拂はなければならぬのであります、只今此の點の歳入出豫算は共益會としてやつて居りますので、最早餘力がありまされ共電力の使用量は非常に増加しつゝある時代でありますから、決算迄にまだ幾分の剩餘を生ずる見込みであります、第十五の特別會計實業復興資金の第一相互生命會社から實業復興資金として買入れた分であります、既に買入れた元金は済んで居ります、當時之の利益といふと可笑しいようですが、爲替剩餘金で只今の共益會の資産に屬するものであります、

其の次の特別會計復興資金といふのは、例の復興資金として政府から借りました分で、本年度から償還する筈であります、政府の方でも時局の關係上繰り延べてまだ償還を始めて居りません、本資金の運用に付きましては先刻誰方か質問なさいましたように二十何萬圓の金が運用が出来ずに餘つて居ります、共益會當時者も困つて居るそうですが何とか運用の途を講じたいと思つて居ります、昭和六年の末の天津事變あの當時以前の居留民に限り貸下げる事になつて居りました、貸下げる回数に隨つて又借り代へて増やすといふ事にはなりません、貸下げる範圍を越へない程度に範圍を限つて居ります、昨年の秋頃と思ひますが共益會が政府の方に請願して貸下げる範圍をもう少し廣くして頂く事を願出ましたが、まだ良いといふ御返事は参りません。

〔貸したらどうだ〕利息を安くしての聲あり

色々な條件がついて、天津の條件では信用貸しといふ事で大蔵省が睨んで居ります、回收率は上海、青島に比べて良いが、詳しく説明すれば貸下げる範圍を廣める事が出来ると思ひます。

○佐藤政作君

利息が高いようです。

○民團長（白井忠三君）

夫から其の次の第十八の共立病院の分ですが之には實狀と大部違つた分があります、夫れは臨時部の醫院の増築費であります、七萬五千圓之は先刻申し上げましたように只今中止して居ります

○森川照太君

電燈の料金がまだ定らんと云ふ話の説明が判りましたが、定めたので金は永久の期限にして貰ふ――

○民團長（白井忠三君）

夫は主として石炭の代金に依ります、電業公司の國策が三萬キロで、全部が得られる様だと賣れるが、一錢三厘だと赤字だと思ひます。

（一錢三厘拂つてやれば良い）

第十七貸住宅歳入出豫算は四十五萬圓銀行から借入れまして、四十四萬五千二百十圓の家屋新築費といふのが、管外地Aの住宅三十戸、Bの住宅三十四戸、C三十六戸之を建てる豫算なんです、――實は之は明後日頃入れを決定致します、税金をセメント等の多少の免稅を軍の方にお願ひしましたのが上手く行きません、最初の豫定通り百戸は一寸難しいと思ひます。

○副議長（龜澤省朗君）

御質問があればどうぞ御質問下さい。

○早瀬精一君
共益會還元後相當の日數がありましたから何か目新しい改正を楽しみにして待受けましたが、既に定つた豫算であり決定して居りますからどうする事も出来んでせう、共益會の吏員の如きは其の儘繼承するんですか。

○民團長(白井忠三君)
今の共益會の吏員ですが、一二退める人もございます、大體引續ぎの際には現状の儘引續ぐ考へであります、來年の三月迄に逐次民團の方の吏員と引つくるめて適材適所に定める積りで、共益會を退める方には相當出します、入れて都合の良い人には是非共民團の中に入れて勿論失職はさせません、良縁があればお世話も致します斯う云ふ考へを以て居ります。

○早瀬精一君
私は斯ういふ考へを以て居ります、此の際退職手當を出して打ち切り八月附で辭令狀を出しては如何かと存じます、民團の方と共益會の方と人員がダブつて仕事の重複も免れないと思ひます、首を切るのが可受相になつて、つい係りが無いから我慢しろといふ譯で遊ばしていたら民團吏員に對しても相當考慮してやらなければならぬでせう、殊に共益會、民團の支那の事情を知る古い方に、時局柄も今懸念をして他に口を求められた方が本人の爲になるのぢやないか、いらん怨みを買ふ次第になりはしないか、どうぞ此の點私から兎や角申しませんが御賢明なる民團長の御裁可に依つてやつて行かれる事と思ひます、殊に最近の如く下の者は一月にどうかして百圓以下

の月給で、家族を養はなければならぬこんな状態ぢやないかと思ひます、生活の出来ない人、貯金の一文も出来ない人も居る現在、どうか少くとも月額十圓なり貯金の出来る程度の待遇にして下に厚く上に薄く大民團の吏員である以上お付き合いのやつて行けるように、特に民團能率を上げる上に於てお願いを申し上げる次第であります。

○植前 香君
先程一寸質問したのでありますが、先程の政府からの復興資金に約二十五萬圓銀行と特殊な扱ひをするかどうか伺ひたいと思ひます。

○會計主任(小瀬 巖君)
只今の御質問の意味は、一寸御参考で差上げてございます銀行の扱ふお金が日歩三厘であります今の質問の分は定期預金となつて居りまして、日歩三厘の並に扱ふのか又別に扱ふのかといふのですか。

(植前 香君「そうです。」)
夫れは銀行と相談しました、御参考に申し上げてございます契約文には書いてありませんが、從來の定期預金並の定期預金と同じ扱ひをする事になつて居ります、三厘にしますと非常に民團の収入が減る譯です。

○菊地新一君
私は民團が共立病院を繼承され之團會としてと云ふ事に付しまして、先程から鹽谷議員、志村議員の御意見御尤も私も同感であります、逐いで病院經營に付しましては尙こんなだつたといふ事は色々の方が述べられた事であります、共立病院の非の受ける豫算に付いて私も相當意見がありますが、今日の處は差控で居ります、民團に移管した内の囑託料一年六千圓あります、毎年連續的に入る事になりますか。

○民團長(白井忠三君)
之は大體減らない見込みであります、殊に社團法人から共益會に移ります時に、各會社社團法人と病院との間に協定を細い事は忘れましたが一變つた事で相談を定めまして略々其の豫算通りに相談が纏つたのであります、從而共益會から民團に移りまして減ると云ふ事はありません、紡績會社やら日本人の多くなれば無限に増やして行く事が出来ます、私は斯う思つて居ります。

○菊地新一君
此の囑託料と云ふような定収入は一種の補助といふ上に一つの財源になりますから絶へない方がよいと思ひます、地方の斯ういふ囑託料は特別の治療方針もありません地方に價格の協定もない事だと思ひますが此の點も御考慮されて欲しいと存じます、之は希望です。

○副議長(龜澤省朝君)
其の他御質問は。
○鹽谷信治君
貸住宅の案に付いて一寸伺ひたいのですが、所謂管外地といふものの道路計畫、水道電燈の計畫はどういふ風になるのですか。

○民團長(白井忠三君)
水道と道路は先刻申し上げました第一節豫算の中に入つて居ります、只、本式の道路を初めからしてもすぐ又毀れるから後日假の工事をしないと水をはじいて走る事が出来ない、假の道路をして一年位して土地がしまつた上で基礎からやるのであります、道路の追加豫算に出したのが三萬圓水道費一萬八千圓之は水道管を延長した分でありまして、電氣の方は別に計上して居りませんが、表記の収入が入りますから剩餘金が出る見込みです、もう一つ大きな事です共益會の經常部の中の教育費は此の九月の二學期に於て調べましたる處三月末の生徒數にして約七百名の兒童増加を豫想致して居ります、學校の先生達の増員、校舎の中の教室を直すといつたような費用が大部要るので一々細くしないで豫備費五萬圓取つてありますから之を必要に應じて出します、學校問題を十三年度は之に依つて賄ふといふ事になつて居ります。

○副議長(龜澤省朝君)
もう質問ございませんか(異議なし)質問なきものと認めまして第一議會を開き逐條審議しませ

(86)

(85)

うか、(讀會省略)

では第二、第三讀會省略致しまして、只今の第十四、第十五、第十六、第十七、第十八一括可決確定と致します。

○民團長(白井忠三君)

共立病院の歳入出豫算表の次に經常部の計がミスプリントがありますから「一、二十七萬を二十九萬一千七百二十円と御訂正願ひます。

○副議長(龜澤省朗君)

では之で全部議案を終了致しました、只今議長係り依り會期中の成績を申し上げます。

○郷野書記(朗讀)

昭和十三年度第四十三次居留民會臨時會成績

昭和十三年七月二十七日第四十三次居留民會臨時會成績次の如し

一、會議

一回

二、決議

第一、閑院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例案

可決

第二、昭和十三年度閑院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案

可決

第三、諸證明手数料徴收條例案

可決

第四、私設下水道掃除料徴收條例案

可決

第五、埠頭用地中買収交換及譲渡ニ關スル件

可決

第六、財團法人天津共益會繼承ニ關スル件

可決

第七、土地購入ノ件

可決

第八、武德會補助金ノ件

可決

第九、居留民團金庫設置ノ件

可決

第十、居留民團立學校授業料徴收條例案

可決

第十一、居留民團立學校職員手當支給條例案

可決

第十二、居留民團立學校職員旅費支給條例案

可決

第十三、昭和十三年度居留民團歳入出追加豫算案

可決

第十四、昭和十三年度特別會計電氣歳入出豫算案

可決

第十五、昭和十三年度特別會計實業復興資金歳入出豫算案

可決

第十六、昭和十三年度特別會計復興資金歳入出豫算案

可決

第十七、昭和十三年度特別會計貸住宅歳入出豫算案

可決

第十八、昭和十三年度特別會計共立醫院歳入出豫算案

可決

會議

一回

(88)		(87)	
議案 原案可決 十八件	以上	議案	十八件
		内	十八件
		原案可決	十八件
		以上	
		○副議長(龜澤省朗君)	
		夫から一寸御報告申し上げて置きたいのですが、長い間天津に駐屯されました岡崎部隊が明日愈々出發される事になりました、其の出發時間の通報に接しましたから御報告申し上げます、出來る丈多數御見送り願ひます、第一回天津發八時四十分、第二回は十時四十五分、第三回十五時四十五分、第四回十八時五十分、其の他に又部隊長が明日の十二時半位天津驛から出發致します、聯隊旗は十時四十五分沿道でお見送り下さるといふ方は驛の方でお見送りを希望します、大體之で議案を終了致しました、夫から只今の軍旗の出發でございますが、第一回に變りまして八時四十分之に變りましたからどうぞ一變繰り返して申し上げます、第一回八時四十分之で軍旗が出發致します。	
		○志村正三君	
		只今の軍の見送りに付いてお話がありました、斯う云ふ事に關聯して、民團變りでもう少し居留民の時局に對する認識を強めるといふ事に努力する必要があるのぢやないかと思ひます、夫れはどういふ譯かと申しますと、傷病兵の送り迎へに常に居留民が冷淡であるといふ事を痛感して居るといふ非難をしばしば耳にしてゐるのであります、そういふ譯で仕事に對して比較的冷淡で、例へば遺骨が歸るに當りしても非常に見送りが少いのであります、比較的有力量の方で行つてゐる方が少く、下の人、人に使はれてゐる人が多いのであります、主だつた人が之れに理解があれば兎も角、そういふ時刻に時間をはずす事は非常に出難い、一般に見送りに出られないと云ふ結果になつてゐるんぢやないかと思ひます、斯う云ふ風な點から考へまして會社なり少く共多勢人を使つてゐる人が、此の自動車に乗つて行つて來いと云ふ程の理解があつて欲しいと思ひます、中には随分立派な人を見ますが、遺骨、傷病兵の見送りといふ事に對し私は遺憾に思ひます、斯ういふ風な事柄は居留民に對する軍の人々の感情を少しく害してゐるんぢやないかと思ひます、民團がセメントを積む時又間接原因とするならば甚だ遺憾と存じます。	
		○民團長(白井忠三君)	
		少し前の事と混同されて居るんぢやないかと思ひます、遺骨、傷病兵の見送りを軍の方から民團の方へ通知されて以來、私の差支ない限り私が出ますが、差支へがあれば助役なり會計主任が代つて出て居ります、最初は少かつたのですが最近是在郷軍人會、國防婦人會、各小學校へ知らす時間のある限りは知らせて皆さん出て居ります、遺骨の場合の場合は喪章を胸につけまして、學校からは十人なり八人なり最近殆んど全部出て居ります、之はどうも軍の機密としまして知らせて頂けなかつた大會社、大銀行の方々が居られない事は全く事實で此の點は頗る	

遺憾に存じます、然之れは毎日の事で業務上の事も相當差當り辛支へがあるのぢやないかと思ひます、之れはどうも一面に於ける居留民の代表と云ふ意味で、傷病兵の方は助役に殆んど委せて居りますが、遺骨の方は私が必ず出るようにして居ります 御通知の出てない頃の御非難に、御變更を表して頂きたいと存じます。

○植前 香君

私も民團長と同じように出て居りますので――民團長もよく見えて居られます、私は民團邊りはもう少し租界の智識階級に何とか懇談してさういふ風に仕向けて頂く、要するに店に使はれてゐる者は行き度く共行かない、大會社は一人一人は善友へないと思ひますから、民團長良く懇談されてやられたらどうですか、在郷軍人會も勉めて行かれる事を希望致します。

○副議長（龜澤省副君）

では終りに臨みまして簡単に御挨拶申し上げます、本民會に於て監督官におかれましては酷暑の折柄終始御熱心に御出席下さいまして厚く御禮申し上げます、又民團長外吏員各位には御多用中非常なる御勉強をなすつて議案を御作製無事通過致しました事は誠に御同慶に堪へない處で感謝と共に敬意を表する次第であります、私の不馴れの議長に對し終始御厚意下さいまして無事終了致しました、では之を以て閉會と致します、（拍手）

午後十二時閉會

昭和十三年 第四十三次居留民會臨時會議事速記録附録

昭和十三年第四十三次居留民會臨時會に於て議決したる諸事項左の如し

（一） 開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例案

開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 開院宮春仁王殿下ヨリ賜タル御下賜金ヲ以テ記念事業ノ行フタメニ之ヲ特別會計トス

第二條 記念事業ノ方法、支出等ハ之ヲ參事會ニ一任ス

附 則

本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二） 昭和十三年度開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算

歳 入

一、銀 壹 千 弗 也

計 銀 壹 千 弗 也

一、銀 壹 千 弗 也 出

計 銀 壹 千 弗 也

（豫 算 表 省 略）

（三） 諸 證 明 手 數 料 徵 收 條 例 案

諸證明手数料徵收條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 證明手数料ハ別ニ規定シアルモノヲ除クノ外本條例ノ定ムル所ニ依ル

第二條 證明手数料ハ左ノ種別ニ從ヒ請求者ヨリ之ヲ徵收ス

一、課金又ハ其他ノ諸收入金ニ關スル證明 一 件 三十仙

二、營業又ハ職業ニ關スル證明 一 件 三十仙

三、文書ノ受理ニ關スル證明 一 件 三十仙

四、公簿公文書及圖面ニ關スル證明 一 件 三十仙

五、土地雜物ニ關スル證明 一 件 三十仙

六、其他ノ事項ニ關スル證明 一 件 三十仙

土地建物整理證明ハ之ヲ無料トス

第三條 證明手数料ノ件數ハ左ノ各號ニ依ル

一、前條第一號ノ證明ニ付テハ課金其他諸收入金ノ種類及年度毎ニ一件トス、但シ單ニ納課金ヲ爲ササル旨ノ證明及單ニ不動産ヲ所有セサル旨ノ證明ニ付テハ之ヲ一件ト看做ス

二、土地ニ付テハ一筆建物ニ付テハ一地番ヲ一件トス

第四條 公簿公文書及圖面ニ關スル證明ハ公衆ノ閱覽ニ供シ支障ナキモノニ限ル

第五條 證明ノ請求ヲ爲サントスル者ハ書面ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ

第六條 既納ノ證明手数料ハ請求事項ヲ變更シ又ハ取消スコトアルモ之ヲ還付セス

附 則

本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

（四） 私 設 下 水 道 掃 除 料 徵 收 條 例 案

私設下水道掃除料徵收條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 屋敷内ニ敷設セル私設下水管掃除ニ付キテハ請求者ヨリ左ノ掃除料ヲ徵收ス 但シ特別ノ手數ヲ要スルモノニ付キテハ別ニ實費ヲ徵收ス

(93) 掃除 一回ニ付キ 銀壹弗 第二條 前條下水管掃除ノ請求ヲ爲サントスル者ハ書面ヲ提出シ之ヲ爲スヘシ 第三條 掃除料ハ前納トス 附 則 本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス (五) 埠頭用地中買収交換及ビ譲渡ニ關スル件 一、 福島街ヨリ大和街ニ至ル區間ノ埠頭用地中日本人又ハ日本法人所有者ニシテ希望アルモノニ對シテハ埠頭用地以外ノ附近民團所有地トノ交換ヲナシ得ル事、右裁定ヲ參事會ニ委任スルコト但シ交換地双方ノ價格ニ付テハ不動産收用委員會ノ査定ニヨルベシ 二、 前項區間ノ埠頭用地中未買収ニ關スル部分土地及家屋ノ買収方ヲ參事會ニ委員スルコト但シ買収價格ハ不動産收用委員會ノ査定ニヨルベシ 三、 前項區間ノ埠頭用地ニ付キ船舶業者、運輸業者其他埠頭ノ利用ニ要スル業者ヨリ希望アルトキハ右目的ニ使用スベキ事ヲ條件トシテ譲渡シ得ルコト 右裁定ヲ參事會ニ委任スルコト但シ譲渡價格ハ不動産收用委員會ノ査定ニヨルベシ	(94) (六) 財團法人天津共益會繼承ニ關スル件 一、 昭和十三年八月一日現在財團法人天津共益會所有ノ資産及負債ハ同日附居留民團長ト同會清算人トノ間ニ締結サルベキ契約ニヨリ一括繼承ス 但シ財産ノ所有權移轉ノ登記ハ同會ノ清算終了後之ヲ行フ 二、 同會現存ノ諸契約ニ付テハ同會解散後隨時契約ノ名義人ヲ居留民團長ニ變更ス 三、 同會經營事業ノ引繼ハ前記繼承契約ニ基キ八月一日ヲ以テ行フ 四、 同會ノ規程、館則、規則中左ニ列記スルモノハ繼承ト共ニ居留民團條例又ハ館則或ハ規則ト改メ其趣旨内容ヲ變更セザル範圍内ニ於テ必要ナル條例文ヲ訂正ハ之ヲ居留民團長ニ一任ス 左 記 一、 貸住宅經營費特別會計規程 二、 天津日本圖書館々則 三、 天津日本幼稚園規則 四、 電氣供給規程 五、 實業復興資金特別會計規程 六、 復興資金貸付規程
(95) 七、 復興資金貸付規程細則 八、 復興資金審査委員會規程 九、 復興資金特別會計規程 一〇、 天津神社維持費供進規程 一一、 實費診療所規程 一二、 共益會公會堂使用規程 一三、 土地貸付規程 一四、 火葬場使用規程 一五、 共益會墓地規程 一六、 天津共益會當住宅使用規程 一七、 天津日本共立醫院經營費特別會計規程 五、 同會事業繼承後ノ機構ハ昭和十三年度内ハ同會ノ現機構ヲ準用シ昭和十四年度ニ於テ改制ス (七) 土地購入ノ件 明石街二十四番地約八百坪ノ地積ヲ天津共立醫院敷地又ハ武德殿並小公園敷地トシテ購入スヘキコト	(96) (八) 武德會補助金ノ件 一、 銀貳千九百弗也 但昭和十三年度補助金 理由 武德會支部創立委員會ヨリ昭和十三年度全會維持費トシテ補助方請願アリタルヲ以テ前記金額補助ヲ安當ト認メタルニ由ル (九) 居留民團金庫設置ノ件 一、 天津居留民團ニ居留民團金庫ヲ設置スルコト 理由 二、 居留民團金庫事務ヲ朝鮮銀行及株式會社天津銀行ヲシテ取扱ハシムルコト 居留民團出納事務ヲ簡捷ニシ且ツ公課金納付制ヲ實行スルニツキ必要ト認メタルニ由ル (十) 居留民團立學校授業料徵收條例案 居留民團立學校授業料徵收條例ヲ左ノ如ク定ム 第一條 天津日本商業學校並天津日本高等女學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルモノトス

- 第二、條 天津日本商業學校ニ於テハ授業料ハ一人一ヶ月銀五弗トス
- 第三、條 天津日本高等女學校ニ於テハ授業料ハ本科及補習科生徒一人一ヶ月銀五弗トス
- 第四、條 天津日本商業學校並天津日本高等女學校ニ於テ同一校ニ一家ノ子女同時ニ二名以上在學スルトキハ其ノ授業料ヲ年長者一名ハ前條ノ額トシ其他ハ一人一ヶ月銀三弗トス
- 第五、條 前條ノ授業料ハ毎月定日ニ之ヲ納付スヘシ但納付期日休業日ナルトキハ其ノ翌日トス
- 第六、條 授業料ヲ滞納スルモノハ登校ヲ停止スルコトアルヘシ

附 則

本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(十一) 居留民團立學校職員手當支給條例案

居留民團立學校職員手當支給條例ヲ左ノ如ク定ム居留民團立學校職員ニハ左ノ手當ヲ支給ス

俸給(金)		手當(銀)	
月額	俸給ノ八割	月額	俸給ノ八割
月額	七五圓迄	月額	俸給七五圓ヲ超ユル分ニ對シ五割ヲ加フ
月額	一〇〇圓迄	月額	俸給一〇〇圓ヲ超ユル分ニ對シ三割ヲ加フ
月額	一五〇圓迄	月額	俸給一五〇圓ヲ超ユル分ニ對シ一割ヲ加フ
月額	一五〇圓以上	月額	俸給一五〇圓ヲ超ユル分ニ對シ一割ヲ加フ

(細目表省略)

附 則

本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(十二) 居留民團立學校職員旅費支給條例案

居留民團立學校職員旅費支給條例ヲ左ノ如ク定ム

- 第一、條 學校幼稚園職員職務爲旅行スル時ハ別表定ムル所ニ從ヒ順路ニ依リ旅費ヲ支給ス但職務ノ都合又ハ不可抗力ノ爲順路ニ依リ難キ場合ハ實際ノ通路ニ依ル
- 第二、條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、支度料、移轉料ノ七種トス
- 第三、條 鐵道又ハ水路ニ依ル旅行ニハ別表ニ依リ鐵道賃又ハ船賃ヲ支給シ其他ノ旅行ニハ里數ニ應シ別表所定ノ車馬賃ヲ支給ス但里數ノ端數ハ四拾五入トス
- 第四、條 宿泊料ハ泊數ニ應シ日當ハ日數ニ應シ之ヲ支給ス但水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス職務出張ノ場合ニ限り特別ノ事情ニ依リ定額ノ旅費ニテ支辨シ難キ時ハ實費ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第五、條 陸路六里未満鐵道二十哩水路十海里未満ノ旅行ニハ日當ヲ給セス但公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル時ハ日當及宿泊料ヲ支給ス

- 第六、條 修學旅行ノ引率者トシテ旅行スル場合ハ別表ノ規定ニ據ラスシテ實費ヲ支給ス
- 第七、條 赴任ノ場合ニ於テハ別表ニ依リ支度料ヲ支給ス

家族ヲ帶同スルモノニ對シテハ家族旅費トシテ家族(配偶者及子女)一人毎ニ家族ノ居住地ヨリ天津ニ至ル本人相當ノ旅費額(日當支度料ヲ除ク)ヲ支給ス但滿十二歳未満ノ者ニハ其ノ半額トシ滿三歳未満ノ者ニハ支給セス家族ナキ者ニ對スル支度料ハ別表所定ノ七割トス

赴任者着任後一年以内ニ其ノ家族故ナクシテ天津ニ移轉セサル時ハ家族旅費ヲ支給セス着任後直チニ宿舍ニ入ル能ハサル時ニ限り宿泊實費ヲ支給スルコトヲ得

第八、條 旅行中私事ノ爲許可ヲ得テ滞在スル時ハ其間一切旅費ヲ支給セス

第九、條 退職ニ依リ三十日以内ニ出發スル者ニ對シテハ天津ヨリ其ノ新居住地迄ノ路程ニ應シ前職相當ノ旅費(移轉料ヲ除ク)ヲ支給ス但病氣其ノ他已ムヲ得サル場合ニハ前掲期間ノ制限ニ從ハサルコトヲ得

勤続三年以上ノ者ニ對シテハ前項ノ旅費ノ外移轉料及家族旅費ヲ支給ス但家族ナキ者ノ移轉料ハ別表所定ノ七割トス

在職中死亡シタル者ニ就テハ勤続年數ノ如何ニ拘ハラス前項ニ準シ其ノ遺族ニ對シ旅費移轉料ニ相當スル金額ヲ支給ス

第十、條 囑託員其他本規程ニ明文ナキ者ノ旅費ハ別表ニ準シ居留民團長之ヲ定ム

(別表省略)

附 則

本條例ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(十三) 昭和十三年度居留民團歳入出追加豫算(第一部)

歳 入		歳 出	
一、銀貳拾壹萬五千壹百四拾弗也	臨時部	一、銀壹萬壹千四百四拾弗也	經常部
計 銀貳拾壹萬五千壹百四拾弗也		一、銀貳拾壹萬參千七百弗也	臨時部
		計 銀貳拾壹萬五千壹百四拾弗也	

(豫算表省略)

昭和十三年度天津居留民團歳入出豫算(第二部)

(101)		(102)	
昭和十三年度天津居留民團歲入出追加豫算		(豫算表省略)	
歲入		歲入	
一、銀九拾四萬參千貳拾弗也	臨時部	一、銀貳拾四萬參千四百九拾弗也	第二部臨時部
一、銀貳拾四萬參千四百九拾弗也	臨時部	計 銀壹百拾八萬六千五百拾弗也	
計 銀壹百拾八萬六千五百拾弗也		總計 銀貳百七拾參萬五千六百四拾壹弗參拾仙也	
歲出		歲出	
一、銀六拾五萬四千五百九拾七弗也	臨時部	一、銀八拾七萬參千壹百貳拾壹弗也	第一部經常部
一、銀五拾參萬壹千九百拾參弗也	臨時部	一、銀六拾七萬六千拾弗參拾仙也	第一部臨時部
計 銀壹百拾八萬六千五百拾弗也		計 銀壹百五拾四萬九千壹百參拾壹弗參拾仙也	第二部經常部
(豫算表省略)		一、銀六拾五萬四千五百九拾七弗也	第二部臨時部
昭和十三年度特別會計實業復興資金歲入出豫算		計 銀壹百拾八萬六千五百拾弗也	
歲入		總計 銀貳百七拾參萬五千六百四拾壹弗參拾仙也	
一、銀壹百貳萬五千五百五拾八弗也	第一部經常部	(十四) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出豫算	
一、銀五拾貳萬參千五百七拾參弗參拾仙也	第一部臨時部	歲入	
計 銀壹百五拾四萬九千壹百參拾壹弗參拾仙也	第二部經常部	一、銀九拾七萬九千九百弗也	經常部
一、銀九拾四萬參千貳拾弗也	第二部臨時部		

(103)		(104)	
昭和十三年度特別會計實業復興資金歲入出豫算		(十六) 昭和十三年度特別會計復興資金歲入出豫算	
歲入		歲入	
計 銀九拾七萬九千九百弗也	臨時部	一、銀參拾壹萬四百弗也	經常部
一、銀九拾參萬貳千弗也	臨時部	計 銀參拾壹萬四百弗也	
一、銀四萬七千九百弗也	臨時部	歲出	
計 銀九拾七萬九千九百弗也		一、銀參拾壹萬四百弗也	經常部
(豫算表省略)		計 銀參拾壹萬四百弗也	
昭和十三年度特別會計實業復興資金歲入出豫算		(十七) 昭和十三年度特別會計住宅歲入出豫算	
歲入		歲入	
一、銀五萬四千九百六拾弗也	經常部	一、銀八萬參千貳百零五弗也	臨時部
計 銀五萬四千九百六拾弗也		一、銀四拾六萬七千四百八拾弗也	臨時部
一、銀五萬四千九百六拾弗也	經常部	計 銀五拾五萬六千八百八拾五弗也	
計 銀五萬四千九百六拾弗也			
(豫算表省略)			

歲 出		經 常 部	
一、銀貳萬四百七拾五弗也	(豫 算 表 省 略)	一、銀貳拾六萬參千貳百貳拾弗也	經 常 部
二、銀五拾參萬貳百拾弗也			
計 銀五拾五萬六千八百八拾五弗也			
(十八) 昭和十三年度特別會計共立醫院歲入出豫算			
歲 入			
一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也		經 常 部	
二、銀五萬四千弗也			
計 銀參拾四萬五千七百貳拾弗也			
歲 出			
一、銀貳拾六萬參千貳百貳拾弗也	經 常 部		
二、銀八萬貳千五百弗也			
計 銀參拾四萬五千七百貳拾弗也			
(豫 算 表 省 略)			

昭和十三年第四十三次居留民會臨時會要錄	
一、議 員 二十二名	副 議 長 龜 澤 省 朔 民 團 長 白 井 忠 三 書 記 郷 野 治 連 記 山 下 圭 子 全 菊 池 萬 龜 子
二、會 期 昭和十三年七月二十七日(一日)	
三、會 場 公會堂	
四、成 績 省略ス	
五、議長及會議係	

